

< 添付資料 >

第1回 東京都中央卸売市場 条例改正準備会議

日 時: 平成 30 年 12 月 4 日 (火)
午後 1 時 30 分から
場 所: 東京都庁第二本庁舎 31 階
特別会議室 27

< 次 第 >

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 設置要綱説明
- 4 委員長挨拶
- 5 議 事
- 6 閉 会

< 配布資料 >

次第・座席表

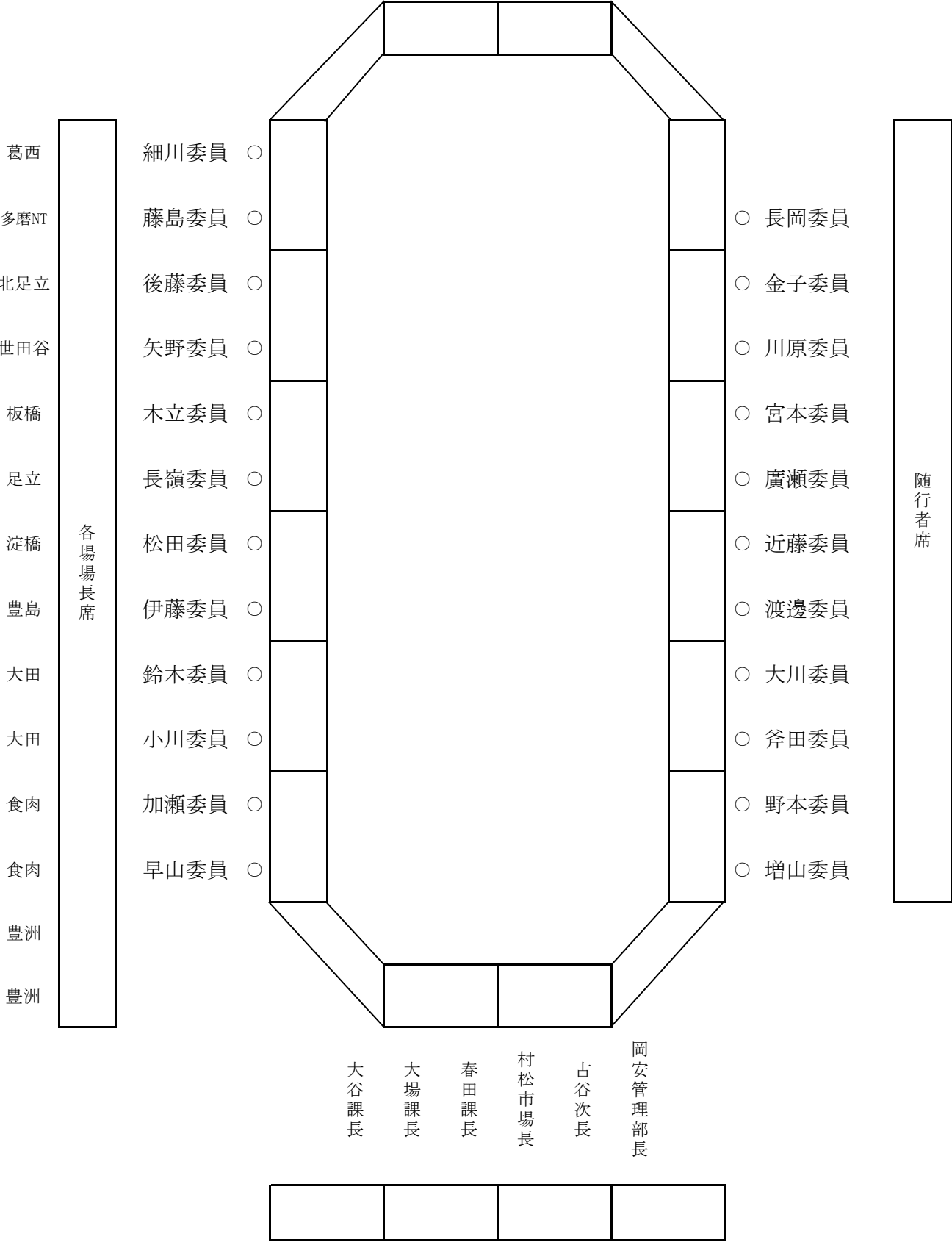
- 資料 1 東京都中央卸売市場 条例改正準備会議 委員名簿
- 資料 2 東京都中央卸売市場条例改正準備会議 設置要綱
- 資料 3 改正卸売市場法の概要

(別紙) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の概要ほか

- 資料 4 条例改正にあたっての都のスタンス
- 資料 5 条例改正準備会議 開催予定

第1回 東京都中央卸売市場 条例改正準備会議 座席表

場所：東京都庁第2本庁舎31階 特別会議室27



東京都中央卸売市場 条例改正準備会議 委員名簿

区分		所属・役職	氏 名
外部有識者		中央大学商学部教授	木 立 真 直
		流通経済大学流通情報学部教授	矢 野 裕 児
		A. T. カーニー株式会社 パートナー	後 藤 治
		東京聖栄大学客員教授	藤 島 廣 二
		卸売市場政策研究所代表	細 川 允 史
出荷者		一般社団法人大日本水産会常務理事	長 岡 英 典
		全国農業協同組合連合会園芸部長	金 子 千 久
卸売業者	水産	東京都水産物卸売業者協会会長	伊 藤 裕 康
	青果	東京中央市場青果卸売会社協会副会長	鈴 木 敏 行
	食肉	東京食肉市場株式会社代表取締役社長	小 川 一 夫
	花き	東京都花き振興協議会理事	加 瀬 泉
仲卸業者	水産	東京魚市場卸組合連合会会長	早 山 豊
	青果	東京青果卸売組合連合会会長	増 山 春 行
	食肉	東京食肉市場卸商協同組合理事長	野 本 照 雄
	花き	東京都花き振興協議会理事	斧 田 清 幸
実需者	水産	東京魚市場買参協同組合理事長	大 川 三 敏
		東京都水産物小売団体連合会会長	渡 邊 一 夫
	青果	東京都青果物商業協同組合理事長	近 藤 栄一郎
	食肉	東京食肉買参事業協同組合	廣 瀬 常 年
		東京都食肉事業協同組合理事長	宮 本 重 樹
	花き	東京都花き振興協議会取引委員	川 原 常 光
東京都		東京都中央卸売市場事業部長	長 嶺 浩 子
		東京都中央卸売市場市場政策担当部長	松 田 健 次

東京都中央卸売市場条例改正準備会議設置要綱

平成 30 年 11 月 26 日 30 中事業第 805 号

(目的)

第 1 東京都中央卸売市場条例の改正にあたり、卸売市場の活性化等について意見交換を行うとともに、卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項を定める場合に、取引参加者から意見を聴くことを目的として条例改正準備会議(以下「会議」という。)を設置する。

(組織)

第 2 会議は、都職員、取引参加者及び有識者の委員をもって構成する。

(委員の任期)

第 3 委員の任期は、改正卸売市場法の施行期日(平成 32 年 6 月 21 日)までとする。
ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 会議に委員長を置き、事業部長をあてる。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の運営)

第 5 会議は、委員長が招集する。

2 委員は所属団体等から代理の者を出席させることができる。

3 委員長は、必要に応じて関係者に出席を求め、又は意見を聴くことができる。

4 会議は原則非公開とする。ただし、資料及び議事概要は公表する。

(報償費及び費用弁償)

第 6 委員並びに前条第 2 項及び第 3 項の出席者等に対して、報償費を支給することができる。

2 委員並びに前条第 2 項及び第 3 項の出席者等に対して、実費弁償として旅費を支給することができる。ただし、近接地内については、支給対象としない。

(庶務)

第 7 会議の庶務は、事業部業務課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。

附則

この要綱は、平成30年11月26日から施行する。

改正卸売市場法の概要

		現行制度	改 正
市場の開設等	開設者	【国の認可】 都道府県、人口20万人以上の市	【国の認定】 民間も可能
	開設区域	都全域を国が指定	廃止
	業務許可	卸売業者：国の許可	廃止
		仲卸業者：開設者の許可	
		売買参加者：開設者の承認	
取引のルール	共通ルール	売買取引の原則（公正かつ効率的に）	現行どおり
		差別的取扱いの禁止 （卸売業者は出荷者、買受人を不当に差別してはならない）	現行どおり
		売買取引の方法（品目区分を設定） 〔 1号物品（全量せり） 2号物品（一定割合をせり） 3号物品（せり相対とも可） 〕	売買取引の方法 （業務規程に定める方法による）
		—	売買取引の条件の公表（新規） （卸売業者は営業日、取扱品目、決済条件、委託手数料の率、奨励金の内容等を公表）
		受託拒否の禁止（中央卸売市場のみ） （卸売業者は販売の委託の申込みがあった場合、正当な理由がなければ拒んではならない）	現行どおり
		決済の確保 （業務規程に定める方法による）	決済の確保 （業務規程に定める方法による） （卸売業者による事業報告書の提出）
		売買取引の結果等の公表 （卸売業者は卸売予定数量、卸売結果を公表）	売買取引の結果等の公表 （卸売業者は卸売予定数量、卸売結果、月ごとの委託手数料の受領額、奨励金の交付額を公表）
	主要な任意ルール	第三者販売の原則禁止 （卸売業者は仲卸業者、売買参加者以外に卸売してはならない）	共通ルール以外のルールを定める場合は、 「共通ルールに反しないこと」 「取引参加者の意見聴くこと」 「そのルールを定めた理由の公表」が必要
		直荷引きの原則禁止 （仲卸業者は卸売業者以外から買い入れて販売してはならない）	
		商物一致の原則 （卸売業者は市場内にある物品以外の卸売をしてはならない）	
		小売行為の制限 （卸売業者、仲卸業者は開設区域内において小売をする場合は開設者の承認が必要）※国の業務規程例により条例で規制	

※改正卸売市場法の施行期日：平成32年6月21日

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法 の一部を改正する法律の概要

背景

- 食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要。今後も食品流通の核として堅持。
- 農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要。
- このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進。

法律の概要

1 卸売市場法の改正

- (1) 農林水産大臣は、次の事項を定めた卸売市場に関する基本方針を定める。
(第3条)
〔・業務の運営に関する事項 ・施設に関する事項 ・その他重要事項〕
- (2) 基本方針等に即し、生鮮食料品等の公正な取引の場として、①から⑥の共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、中央卸売市場又は地方卸売市場として農林水産大臣又は都道府県知事が認定・公表し、指導・検査監督する。(第4条から第14条まで)

① 売買取引の方法の公表	⑤ 取引条件の公表
② 差別的取扱いの禁止	⑥ 取引結果の公表
③ 受託拒否の禁止(中央卸売市場のみ)	⑦ その他の取引ルールの公表(※)
④ 代金決済ルールの策定・公表	

※ 第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致等。卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏み、共通の取引ルールに反しない範囲において定めることができる。
- (3) 国は、2(2)の食品等流通合理化計画に従って行われる中央卸売市場の整備に対し、予算の範囲内において、その費用の4/10以内を補助できる。(第16条)

2 食品流通構造改善促進法の改正

- (1) 農林水産大臣は、次の事項を定めた食品等の流通の合理化に関する基本方針を定める。(第4条)

・ 流通の効率化	・ 品質・衛生管理の高度化
・ 情報通信技術等の利用	・ 国内外の需要への対応
- (2) 農林水産大臣は、基本方針等に即し、食品等の流通の合理化を図る事業に関する計画を認定する。(第5条)
- (3) 認定を受けた者は、農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の出資等の支援を受けることができる。(第7条から第26条まで)
- (4) 農林水産大臣は、食品等の取引状況について定期的な調査を行い、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じ、不公正な取引方法があると思料する場合には公正取引委員会に通知する。(第27条から第29条まで)

※上記の改正に伴い、題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改める。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の骨子

平成30年6月
農林水産省

I 趣旨

卸売市場を食品流通の核としつつ、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することにより、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図る。

II 法律の概要

1 卸売市場法の一部改正

(1) 目的(第1条)

この法律は、卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

(2) 卸売市場に関する基本方針(第3条)

農林水産大臣は、次の事項を内容とする卸売市場に関する基本方針を定める。

- ① 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項
- ② 卸売市場の施設に関する基本的な事項
- ③ その他卸売市場に関する重要事項

(3) 卸売市場の認定等

① 卸売市場の認定(第4条第1項から第5項まで及び第13条第1項から第5項まで)

卸売市場であって次の要件に適合しているものは、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けて、中央卸売市場[※]又は地方卸売市場と称することができる。

注) 中央卸売市場は、その施設の規模が一定の規模以上であること等省令で定める基準に該当する卸売市場に限る。

ア 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

イ 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

ウ 業務規程に開設者が行う次の事項が定められていること。

(ア) 差別的取扱いの禁止

(イ) 卸売の数量及び価格等の公表

(ウ) 卸売業者、仲卸業者等の取引参加者に対する指導及び助言、報告及び検査、是正の求め等の措置

(エ) 売買取引の方法及び代金決済の方法の策定及び公表

エ 業務規程に卸売業者等が行う次の事項(共通の取引ルール)が定められていること。

(ア) 開設者が定めた売買取引の方法による卸売の実施

(イ) 差別的取扱いの禁止

(ウ) 受託拒否の禁止(中央卸売市場のみ)

(エ) 開設者が定めた代金決済の方法による代金決済の実施並びに卸売業者の事業報告書の作成及び閲覧

(オ) 売買取引の条件の公表

(カ) 売買取引の結果の公表

オ その他の取引ルール(第三者販売、直荷引き、商物分離等)を定める場合には、次の要件に適合すること。

(ア) 共通の取引ルールに反するものでないこと。

(イ) 取引参加者の意見を聴いて定められていること。

(ウ) 当該取引ルール及び当該取引ルールが定められている理由が公表されていること。

カ 開設者が取引参加者に取引ルールを遵守させるために必要な体制を有すること。

キ 生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

ク 卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合すること。

② 認定卸売市場の公示(第4条第6項及び第13条第6項)

農林水産大臣及び都道府県知事は、認定した卸売市場の名称等を公示する。

③ 開設者に対する指導及び助言等（第9条から第12条まで及び第14条）

農林水産大臣及び都道府県知事は、認定を受けた開設者に対し、指導及び助言、報告及び検査、措置命令又は認定の取消しを行うことができる。

(4) 支援措置（第16条）

国は、中央卸売市場の開設者であつて2（2）②の食品等流通合理化計画の認定を受けたものの施設整備に対し、予算の範囲内において、その費用の10分の4以内を補助することができる。

2 食品流通構造改善促進法の一部改正

(1) 目的（第1条）

この法律は、食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及び食品等流通合理化計画の認定、その実施に必要な支援措置その他の措置を講ずるとともに、食品等の取引の適正化を図るため、農林水産大臣による調査の実施その他の措置を講じ、もって農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

(2) 食品等の流通の合理化のための措置

① 食品等の流通の合理化に関する基本方針（第4条）

農林水産大臣は、次の事項を内容とする食品等の流通の合理化に関する基本方針を定める。

ア 食品等の流通の効率化に関する措置

イ 食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化に関する措置

ウ 食品等の流通における情報通信技術その他の技術の活用に関する措置

エ 食品等に係る国内外の需要への対応に関する措置

② 食品等流通合理化計画の認定（第5条）

食品等の流通の合理化を図る事業を実施しようとする者は、食品等流通合理化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

③ 支援措置（第7条から第26条まで）

認定を受けた者に対し、次の支援措置を講ずる。

ア 株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の出資等

イ 食品等流通合理化促進機構（現食品流通構造改善促進機構）の債務保証

ウ 株式会社日本政策金融公庫の融資等

(3) 食品等の取引の適正化のための措置

① 農林水産大臣による取引状況等に関する調査（第27条及び第28条）

農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引状況等に関する調査を行い、当該調査の結果に基づき指導・助言等の措置を講ずる。

② 農林水産大臣による公正取引委員会への通知（第29条）

農林水産大臣は、食品等の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知する。

(4) 題名

題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改める。

Ⅲ 施行期日等

1 施行期日

(1) 卸売市場法の一部改正（附則第1条第3号）

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(2) 食品流通構造改善促進法の一部改正（附則第1条柱書）

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とする。

2 中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置（附則第3条第5項）

現行の中央卸売市場又は地方卸売市場による認定の申請については、卸売市場の施設に関する事項等の記載を省略することができる。

3 検討（附則第11条）

この法律の施行後5年を目途として、食品等の生産、流通及び消費の動向及び実態を踏まえ、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

(参考) 卸売市場法改正により期待されるビジネスモデル

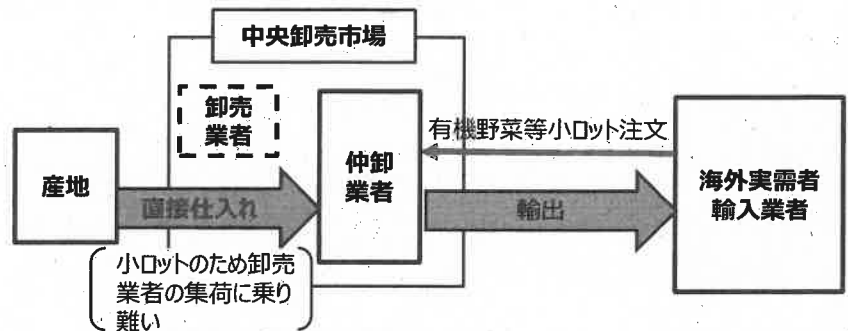
1. 輸出促進

輸出のための品揃えの充実と販路拡大

- 海外市場のニーズに合った有機野菜等のこだわり農産物を、仲卸業者が産地から直接仕入れて輸出。

《現行》
仲卸業者による産地からの直接集荷（直荷引き）は原則禁止。

《改正案》
国一律の規制は廃止し、卸売市場ごとに設定可能に。



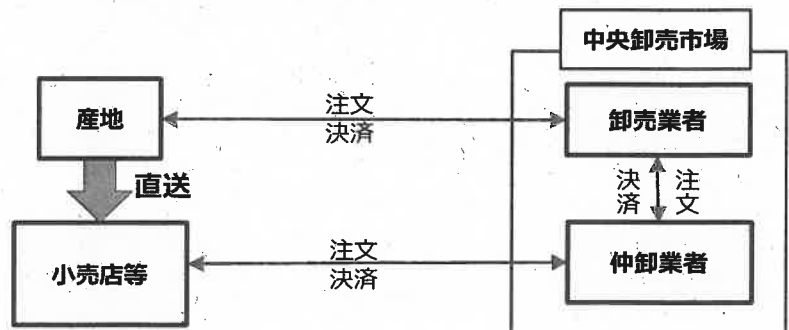
2. 産地直送

輸送時間の短縮による鮮度保持・物流の効率化

- 代金決済（取引）は産地→卸売市場→小売店。農産物は産地→小売店へ直送。

《現行》
農産物は卸売市場に持ち込んで取引すること（商物一致）が原則。

《改正案》
国一律の規制は廃止し、卸売市場ごとに設定可能に。



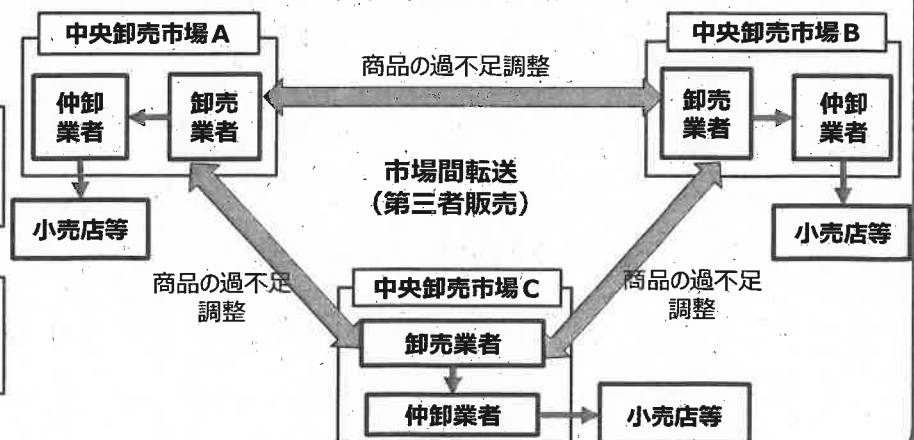
3. 市場間ネットワーク

他市場への転送等の効率化

- 各卸売市場での需給の状況に応じて市場間で農産物の過不足を迅速かつ柔軟に調整。

《現行》
卸売業者による同一市場内の仲卸業者以外（第三者）への卸売は原則禁止。

《改正案》
国一律の規制は廃止し、卸売市場ごとに設定可能に。



卸売市場法の改正に伴う政省令（骨子）について

平成 30 年 10 月
農 林 水 産 省

改正後の卸売市場法	政省令（骨子）
1 中央卸売市場 (1) 中央卸売市場の認定（法第 4 条・第 5 条） ① 卸売市場（その施設の規模が一定の規模以上であることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものに限る。）であつて、認定要件に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができる。（法第 4 条第 1 項） ② その開設する卸売市場について認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出して、認定の申請をしなければならない。（法第 4 条第 2 項） ア 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名 イ 卸売市場の名称 ウ 卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項 エ 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項 オ 卸売市場の業務の運営体制に関する事項 カ 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項 キ 卸売市場の卸売業者に関する事項 ク その他農林水産省令で定める事項	1 中央卸売市場の施設規模の基準（省令第 1 条） 卸売場、仲卸売場及び倉庫（冷蔵又は冷凍を含む。）の面積の合計が、取扱品目が属する生鮮食料品等の区分に応じ、おおむね次の面積以上である。 青果：10,000 m² 水産物：10,000 m² 肉類：1,500 m² 花き：1,500 m² その他の生鮮食料品等：1,500 m² 2 中央卸売市場の認定申請の手続（省令第 2 条） 認定の申請書は様式に従って作成するとともに、卸売市場の施設の配置図等の書類を添付しなければならない。 その他の申請書の記載事項として、「卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項」を定める。

※ 下線部分はポイント

改正後の卸売市場法	政省令（骨子）
③ 開設者は、卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、<u>農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。</u>（法第4条第5項第3号ロ） ④ 開設者は、<u>売買取引の方法及び決済の方法を定め、農林水産省令で定めるところにより公表すること。</u>（法第4条第5項第4号） ⑤ 卸売業者は、<u>農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表すること。</u>（法第4条第5項第5号表の4の項）	3 中央卸売市場の開設者の業務の方法（省令第3条・第4条） （1）<u>売買取引の結果等の公表（省令第3条）</u> 日ごとの卸売の数量及び価格のほか、日ごとの卸売予定数量をインターネットの利用その他の適切な公表方法により公表する。 （2）<u>売買取引の方法・決済の方法の公表（省令第4条）</u> インターネットの利用その他の適切な公表方法により公表する。 4 中央卸売市場の卸売業者の遵守事項（省令第5条～第8条） （1）<u>売買取引の条件の公表事項等（省令第5条）</u> 次の事項について、<u>インターネットの利用その他の適切な公表方法により公表する。</u> ① <u>取扱品目</u> ② <u>営業日・営業時間</u> ③ <u>生鮮食料品等の引渡しの方法</u> ④ <u>委託手数料等の種類・内容・額</u> ⑤ <u>販売代金の支払期日・支払方法</u> ⑥ <u>奨励金等がある場合、その種類・内容・額（交付基準を含む。）</u>

改正後の卸売市場法	政省令（骨子）
⑥ 卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について当該卸売市場における販売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、<u>農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。</u>（法第4条第5項第5号表の5の項）	(2) <u>受託拒否の正当な理由（省令第6条）</u> 受託拒否の正当な理由として、次のとおり定める。 ① <u>食品衛生上有害である場合</u> ② <u>過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度である場合</u> ③ <u>卸売業者が当該卸売市場における卸売の業務のために使用する施設の受入れ能力を超える場合</u> ④ <u>法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があつた場合</u> ⑤ <u>卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合</u> ⑥ <u>当該卸売市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合</u> ⑦ <u>販売の委託の申込みが暴力団員等から行われたものである場合</u>
⑦ 卸売業者は、<u>農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書（農林水産省令で定めるもの）について閲覧の申出があつた場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。</u>（法第4条第5項第5号表の6の項（2））	(3) <u>事業報告書の作成・閲覧の手続（省令第7条）</u> ① <u>事業報告書は、当該事業年度経過後90日以内に、開設者に提出する。</u> ② <u>出荷者が閲覧できる情報は、卸売業者の貸借対照表及び損益計算書とする。</u> ③ <u>卸売業者が閲覧の申出を拒否できる正当な理由として、販売の委託をする見込みがないと認められる者からの申出がなされた場合等を定める。</u>

改正後の卸売市場法	政省令（骨子）
⑧ 卸売業者は、<u>農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。</u>（法第4条第5項第5号表の7の項） ⑨ 卸売市場が、<u>卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。</u>（法第4条第5項第9号） ⑩ この法律その他<u>生鮮食料品等の取引に関する法律で政令で定めるもの</u>の規定により罰金以上の刑に処せられた等の法人等は、<u>中央卸売市場の認定を受けることができない。</u>（法第5条第2号） (2) <u>申請書の記載事項等の変更の認定（法第6条）</u> 中央卸売市場の開設者は、<u>申請書の記載事項又は業務規程の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の変更の認定を受けなければならない。</u>（法第6条第1項）	(4) <u>売買取引の結果等の公表事項等（省令第8条）</u> 日ごとの卸売の数量・価格のほか、<u>日ごとの卸売予定数量並びに月ごとの委託手数料の受領額及び奨励金等がある場合その月ごとの交付額について、インターネットの利用その他の適切な公表方法により公表する。</u> 5 <u>中央卸売市場の認定要件（省令第9条）</u> 卸売市場の適正かつ健全な運営に必要な要件として、次のとおり定める。 ① 開設者が、<u>当該卸売市場の業務運営に必要な資金を確保できると見込まれること。</u> ② 当該卸売市場の全ての取扱品目について<u>卸売業者が存在し、かつ、当該卸売業者が卸売の業務を適確に遂行できると見込まれること。</u> 6 <u>欠格事由（政令第1条）</u> <u>生鮮食料品等の取引に関する法律として、独占禁止法、食品衛生法等を定める。</u> 7 <u>申請書の記載事項等の変更の認定等（省令第11条・第12条）</u> (1) <u>変更の認定の申請（省令第11条）</u> 変更の認定を受けようとする開設者は、<u>様式に従った申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。</u> (2) <u>軽微な変更（省令第12条）</u> <u>申請書の記載事項等の軽微な変更は、開設者の名称・住所、代表者の氏名、卸売市場の名称等とする。</u>

改正後の卸売市場法	政省令（骨子）
2 地方卸売市場（法第13条） 卸売市場であって、認定要件に適合しているものは、都道府県知事の認定を受けて、地方卸売市場と称することができる。 〔中央卸売市場の施設規模の基準を除き、中央卸売市場と同様の事項を政省令に委任。〕 3 都道府県が処理する事務等（法第17条） ① 農林水産大臣の事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととする。（法第17条第1項） ② 農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。（法第17条第2項） 4 中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置（附則第3条第5項） 改正前の許可を受けた中央卸売市場又は地方卸売市場に係る認定申請については、卸売市場の施設に関する事項その他の農林水産省令で定める事項の記載を省略することができる。	8 地方卸売市場に関する規定（省令第17条～第30条） 基本的に中央卸売市場と同様の内容を定める。 なお、地方卸売市場の実態等を踏まえ、都道府県が申請・届出の様式等を別に定める場合には、その様式等を認める。 9 都道府県が処理する事務（政令第2条） 中央卸売市場の開設者に対する業務・財産に関する報告及び資料の提出並びに立入検査は、都道府県知事が行う。ただし、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。 10 地方農政局長への委任（省令第32条） 申請書の記載事項等の軽微な変更の届出の受理等、定型的な事務処理は地方農政局長に委任する。 11 申請書の記載事項等の省略（省令附則第2条） 次の事項を省略することができる。 （1）申請書の記載事項 ① 卸売市場の施設に関する事項 ② 卸売業者に関する事項 ③ 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項 （2）添付書類 ① 開設者の定款、登記事項証明書、役員名簿、事業報告書等 ② 卸売市場の施設の配置図 ③ 卸売業者の定款、登記事項証明書、役員名簿及び事業報告書

卸売市場に関する基本方針

第1 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

1 卸売市場の位置付け（法第1条、第2条、第4条及び第13条関係）

中央卸売市場及び地方卸売市場（以下単に「卸売市場」という。）が有する集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等が果たされることにより、食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待される。

他方、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応のためには、卸売市場を含めて新たな需要の開拓や付加価値の向上を実現することが求められる。

流通が多様化する中で、卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが期待される。

また、地方公共団体を始めとする開設者は、地域住民からの生鮮食料品等の安定供給に対するニーズに応えつつ、高い公共性を果たす必要がある。

2 卸売市場におけるその他の取引ルールの設定（法第4条第5項第6号及び第13条第5項第6号関係）

開設者は、法に基づき、取引参加者の意見を十分に聴いた上で、その他の取引ルールとして、次のような行為について遵守事項を定めることができる。

ア 商物分離

卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売業者による卸売

イ 第三者販売

仲卸業者及び売買参加者（開設者から事実行為として承認等を受けて卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。）以外の者への卸売業者による卸売

ウ 直荷引き

仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受け

エ 自己買受け

卸売業者による卸売の相手方としての買受け

オ 地方卸売市場における受託拒否の禁止

地方卸売市場において出荷者から販売の委託があった場合の卸売業者による受託拒否の禁止

開設者は、その他の取引ルールを定める場合には、卸売業者及び仲卸業者だけでなく出荷者や売買参加者を始めとする取引参加者の意見を偏りなく十分に聴き、議事録等を公表する等により今後の事業展開に関する新しいアイデア等を共有するほか、卸売市場の施設を有効に活用する新規の取引参加者の参入を促す等、取扱品目ごとの実情に応じて卸売市場の活性化を図る観点から、ルール設定を行う。

3 卸売市場における指導監督

(1) 開設者による指導監督（法第4条第5項第3号ハ及び第7号並びに第13条第5項第3号ハ及び第7号関係）

開設者は、取引参加者が遵守事項に違反した場合には、指導及び助言、是正の求め等の措置を講ずるとともに、卸売業者の事業報告書等を通じて卸売業者の財務の状況を定期的に確認する。

また、開設者は、卸売市場の業務を適正に運営するため、指導監督に必要な人員の確保等を行う。

(2) 国及び都道府県による指導監督（法第9条から第12条まで（第14条において準用する場合を含む）関係）

農林水産大臣及び都道府県知事は、毎年、開設者から卸売市場の運営の状況に関する報告を受けるとともに、卸売業者等の業務の状況を把握する。

また、農林水産大臣及び都道府県知事は、必要に応じ、開設者に対して報告徴収及び立入検査を行い、指導及び助言や措置命令の措置を講ずるほか、重大な法令違反等があった場合にはその認定を取り消すことにより、卸売市場における公正な取引を確保する。

第2 卸売市場の施設に関する基本的な事項

1 卸売市場の施設整備の在り方（法第4条第5項第8号、第13条第5項第8号及び第16条関係）

卸売市場は、都市計画との整合等を図りつつ取扱品目の特性、需要量等を踏まえ、売場施設、駐車施設、冷蔵・冷凍保管施設、輸送・搬送施設、加工処理施設、情報処理施設等、円滑な取引に必要な規模及び機能を確保する。

また、開設者の指定を受けて卸売業者、仲卸業者等が保有する卸売市場外の施設を一時的な保管施設として活用し、卸売市場の施設の機能を有効に補完する。

その上で、各卸売市場ごとの取引実態に応じて、次のような創意工夫をいかした事業展開が期待される。

(1) 流通の効率化

トラックの荷台と卸売場の荷受口との段差がなく円滑に搬出入を行うことができるトラックバスや、産地から無選別のまま搬入した上で一括して選果等を行う選別施設の整備、卸売市場内の物流動線を考慮した施設の配置等、卸売市場における流通の効率化に取り組む。

また、複数の卸売市場間のネットワークを構築し、一旦拠点となる卸売市場に集約して輸送した後、他の卸売市場へと転送するハブ・アンド・スポーク等、他の卸売市場と連携した流通の効率化に取り組む。

(2) 品質管理及び衛生管理の高度化

トラックの荷台と低温卸売場の荷受口との隙間を埋めて密閉するドッグシェルターや、低温卸売場、冷蔵保管施設、低温物流センターの整備等によるコールドチェーンの確保に取り組む。

また、輸出先国のHACCP基準を満たす閉鎖型施設や、品質管理認証の取得に必要な衛生設備等、高度な衛生管理に資する施設の整備に取り組む。

(3) 情報通信技術その他の技術の利用

IoTを始めとする情報通信技術の導入により、低温卸売場の温度管理状況、保管施設の在庫状況、物流センターの出荷・発注状況等を事務所にいながらリアルタイムで把握できるようにする等、情報通信技術等の利用による効率的な商品管理等に取り組む。

(4) 国内外の需要への対応

加工食品の需要の増大に対応するための加工施設の整備、小口消費の需要の増大に対応するための小分け施設やパッケージ施設の整備等、国内の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

また、全国各地から多種多様な商品が集まる特性をいかし、加工や包装、保管、輸出手続等を一貫して行う輸出拠点施設の整備等、海外の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

(5) 関連施設との有機的な連携

主として生鮮食料品等の卸売を行う卸売市場の役割を基本としつつ、関係者間の調整を行った上で、卸売市場外で取引される食品等を含めて効率的に輸送する、既に市場まつり等の取組もなされているが、卸売市場の役割に支障を及ぼさない範囲で施設を有効に活用する、卸売市場から原材料を供給して加工食品を製造する等、卸売市場の機能を一層有効に発揮できるよう、卸売市場の内外において関連施設の整備に取り組む。

2 国による支援（法第16条関係）

卸売市場の施設の整備には、予算措置により国が助成し、特に中央卸売市場の開設者が食品等流通合理化計画に従って施設の整備を行う場合には、法に基づき、予算の範囲内において、その費用の10分の4以内を補助することができる。

第3 その他卸売市場に関する重要事項

1 災害時等の対応

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等に努めるとともに、開設者は、社会インフラとして迅速に生鮮食料品等を供給できるよう、地方公共団体と食料供給に関する連携協定の締結等に努める。

2 食文化の維持及び発信

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、多種多様な野菜及び果物、魚介類、肉類等の食材の供給や、小中学生や消費者との交流等を通じて、食文化の維持及び発展に努める。

3 人材育成及び働き方改革

卸売業者及び仲卸業者は、人手不足の中で必要な人材を確保するため、労働負担を軽減する設備の導入、休業日の確保、女性が働きやすい職場づくり等、卸売市場の労働環境の改善に努める。

これから各卸売市場で決めていく具体的内容①

申請書

● 法人であること

1. 開設者の名称, 住所, 代表者の氏名

2. 卸売市場の名称

3. 卸売市場の位置, 面積, 施設に関する事項

4. 卸売市場の取扱品目, 取扱品目ごとの取扱数量・金額に関する事項

5. 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

6. 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

7. 卸売市場の卸売業者に関する事項

8. その他農林水産省令で定める事項

例えば

- ① 野菜及び果実並びにこれらの加工品
- ② 生鮮水産物及びその加工品
- ③ 肉類等及びその加工品
- ④ 花き
- ⑤ 加工食品

※生鮮食料品等とは、

- 野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品
- 花き

- 取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること（開設部門と卸売部門の分離等）

これから各卸売市場で決めていく具体的内容②

業 務 規 程

1. 卸売市場の業務の方法

- ① 開設者は、卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしないこと
- ② 開設者は、卸売の数量、価格等を公表すること
- ③ 開設者は、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な指導・助言、報告・検査、是正の求め等の措置をとることができること
- ④ 卸売業者の売買取引の方法
- ⑤ 取引参加者の決済の方法

- 事業者に対する関与（許可、登録、届出等）
- 事業者に対する監督（指導・助言、報告・検査、是正命令、許可等取消・契約解除、過料・違約金等）

- せり・入札、相対取引等

2. 取引参加者が遵守すべき事項

- ① 売買取引の原則（取引参加者）
- ② 差別的取扱いの禁止（卸売業者）
- ③ 売買取引の方法（卸売業者）
- ④ 売買取引条件の公表（卸売業者）
- ⑤ 受託拒否の禁止（中央卸売市場のみ）（卸売業者）
- ⑥ 決済の確保
 - 業務規程で定められた方法での決済（取引参加者）
 - 事業報告書の作成等（卸売業者）
- ⑦ 売買取引の結果等の公表（卸売業者）
- ⑧ その他の遵守事項（※）

- 出荷者－卸－卸－仲卸・買参、仲卸－買出人の決済の支払期日、支払方法

- 開場期日・時間
- 第三者販売
- 直荷引き
- 商物分離
- 自己買付
- 一般消費者向け販売
- 受託拒否の禁止（地方市場）
- 卸売担当者の資格
- 商品の引渡・検収
- 品質管理の方法
- 等

これから各卸売市場で決めていく具体的内容③

その他の遵守事項を定める場合の要件

1. 当該遵守事項が共通の遵守事項（前ページの2の①から⑦まで）の内容に反するものでないこと
2. 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること
3. 当該遵守事項，当該遵守事項が定められた理由が公表されていること

〔改正法の趣旨〕

改正卸売市場法の基本的な考え方

- 卸売市場が果たしてきた集荷・分荷機能、価格形成機能、代金決済機能等の調整機能は重要
- 今後も卸売業者、仲卸業者等の役割・機能が発揮され、卸売市場を食品流通の核として堅持
- 消費者ニーズに的確に応えていくために、新たな需要の開拓や、付加価値向上につながる食品流通構造の確立が重要
- 卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進

〔都の特性と卸売市場の役割〕

東京の 特性	日本の首都であり、人口が多い。国内外からたくさんの人が集まる大消費地。 大量で多種多様な食のニーズ等が存在している。		
卸売市場の 役割	公共的役割	安全安心な生鮮食料品等の安定かつ確実な供給 生産者と実需者をつなぐ食品流通の重要な結末点 生産者・実需者が誰でも利用できる開かれた取引の場の提供 など	公共的役割を担う 社会インフラ としての市場
	東京ならではの役割	11の中央卸売市場と12の地方卸売市場が 量販店や小売店など東京の多様な販売チャネルに対応	都民の食等を 支える市場
		歴史と伝統に裏打ちされた「和食」を国内外に発信 全国から食材を集め、質の高い料理を提供 生活の豊かさを創出する多種多様な花きの提供	日本の食文化や 花のある生活を 支える市場
		新しい文化や、世界の文化があふれているまち 世界中から食材が集まり、多種多様な飲食店も存在	国際都市東京 ならではの 食を支える市場

〔食品流通全体から見た卸売市場の課題〕

- 加工需要など多様なニーズへの対応
- 品質・衛生管理の高度化
- 物流の共同化等による物流の効率化・コスト縮減
- IOTの活用による取引や業務の効率化
- 産地・実需者との連携による集荷・販売力強化
- 輸出など新たな販路拡大に向けた取組の推進 など

**産地や実需者から支持され、多様な都民生活のニーズに応える卸売市場を維持するために
ゼロベースから条例改正を検討し、卸売市場の活性化につなげていく**

※実施にあたっては、条例改正による取引等の混乱を防ぐよう留意する。

条例改正準備会議 開催予定

○第1回（平成30年12月4日）

卸売市場法改正の概要

東京都のスタンス

今後の進め方

○第2回（平成31年2月頃）

取引の現状

法改正についての意見

○第3回（平成31年4月頃）

今後の卸売市場のあり方

条例改正の方向性

○第4回（平成31年7月頃）

条例案に対する意見聴取

○その他の会議（予定）

東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

東京都卸売市場審議会

< 添付資料 >

第2回 東京都中央卸売市場 条例改正準備会議（その2）

日 時: 平成31年2月28日（木）
午後2時30分から

場 所: 都庁第二本庁舎 31 階
特別会議室 21

< 次 第 >

1 開 会

2 議 事

- （1）都民生活において卸売市場の果たしている役割
- （2）外部環境の変化に応じ、産地や実需者の求める市場となる必要性
- （3）サプライチェーン全体の中で卸売市場が今後果たしていくべき役割
- （4）その他

3 閉 会

< 配布資料 >

次第・座席表・委員名簿

資料 1 市場を取り巻く状況について

資料 2 東京都中央卸売市場の取引構造（平成29年度）

資料 3 第2回条例改正準備会議意見のまとめ

資料 4 各場での主な意見

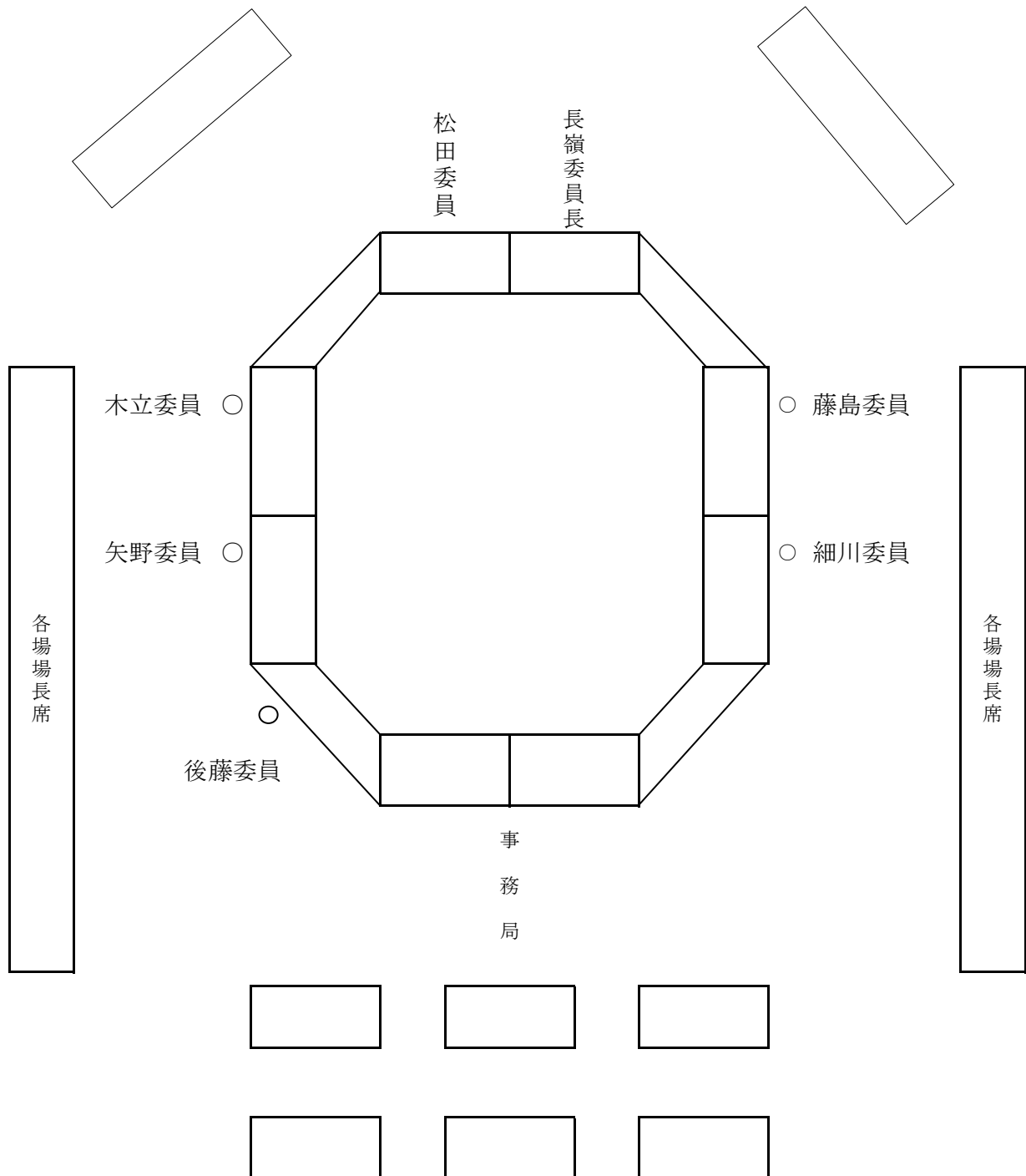
資料 5 実需者等へのヒアリング

参 考 第1回会議資料 条例改正準備会議 開催予定

「第1回東京都卸売市場条例改正準備会議」の概要

第2回 東京都中央卸売市場 条例改正準備会議（その2） 座席表

場所：東京都庁第2本庁舎31階 特別会議室21



東京都中央卸売市場 条例改正準備会議 委員名簿

区分		所属・役職	氏 名
外部有識者		中央大学商学部教授	木 立 真 直
		流通経済大学流通情報学部教授	矢 野 裕 児
		A. T. カーニー株式会社 パートナー	後 藤 治
		東京聖栄大学客員教授	藤 島 廣 二
		卸売市場政策研究所代表	細 川 允 史
出荷者		一般社団法人大日本水産会常務理事	長 岡 英 典
		全国農業協同組合連合会園芸部長	金 子 千 久
卸売業者	水産	東京都水産物卸売業者協会会長	伊 藤 裕 康
	青果	東京中央市場青果卸売会社協会副会長	鈴 木 敏 行
	食肉	東京食肉市場株式会社代表取締役社長	小 川 一 夫
	花き	東京都花き振興協議会理事	加 瀬 泉
仲卸業者	水産	東京魚市場卸組合連合会会長	早 山 豊
	青果	東京青果卸売組合連合会会長	増 山 春 行
	食肉	東京食肉市場卸商協同組合理事長	野 本 照 雄
	花き	東京都花き振興協議会理事	斧 田 清 幸
実需者	水産	東京魚市場買参協同組合	大 川 三 敏
		東京都水産物小売団体連合会会長	渡 邊 一 夫
	青果	東京都青果物商業協同組合理事長	近 藤 栄一郎
	食肉	東京食肉買参事業協同組合	廣 瀬 常 年
		東京都食肉事業協同組合理事長	宮 本 重 樹
	花き	東京都花き振興協議会取引委員	川 原 常 光
東京都		東京都中央卸売市場事業部長	長 嶺 浩 子
		東京都中央卸売市場市場政策担当部長	松 田 健 次

市場を取り巻く状況について

平成31年2月28日
東京都中央卸売市場

目次

（市場全体の状況）

- 1 卸売市場経由率 2
- 2 取扱数量等 3

（生産者・実需者等の状況）

- 3 産地の状況 7
- 4 実需者の状況 10
- 5 消費者の状況 14

（物流）

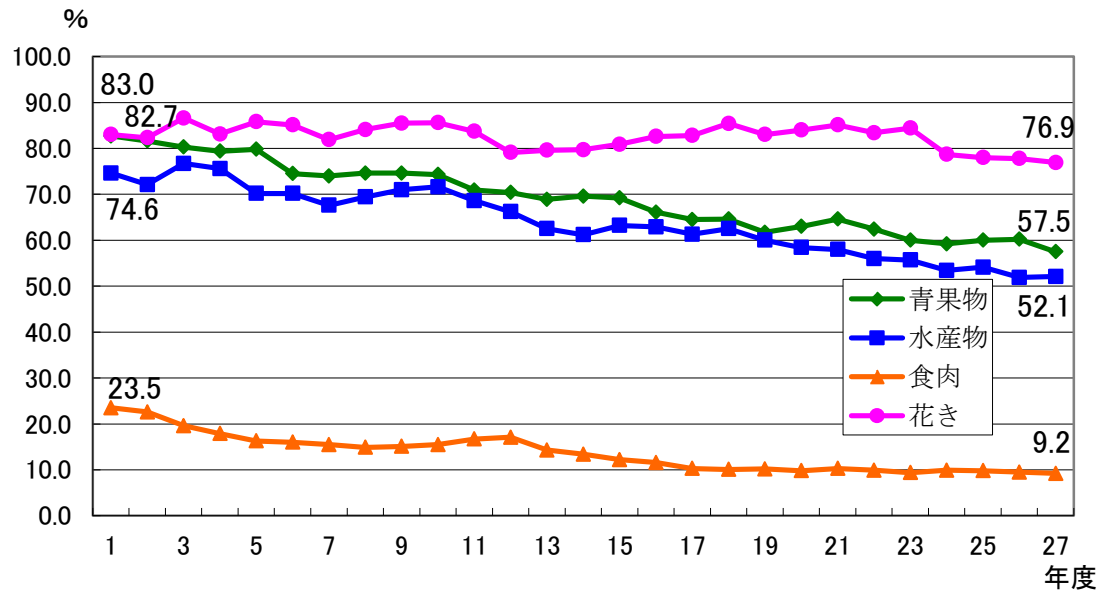
- 6 物流環境の状況 20

1 卸売市場経由率

卸売市場経由率

- 青果物及び水産物の市場経由率は、平成元年から平成27年までに20%以上低下
- ただし、青果、水産とも50%以上（国産青果物は、平成19年度以降も約80%を維持）
- 花きについても、約80%を維持

卸売市場経由率の推移（重量ベース（花きは金額）、推計）（全国）



資料：農林水産省「卸売市場データ集」

国産青果物の卸売市場経由率の推移（全国）

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
青果	87.2%	88.1%	87.7%	87.4%	85.9%	85.1%	85.8%	84.4%	81.2%

資料：農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

資料：農林水産省「卸売市場データ集」

2 取扱数量等（水産）

<取扱数量>

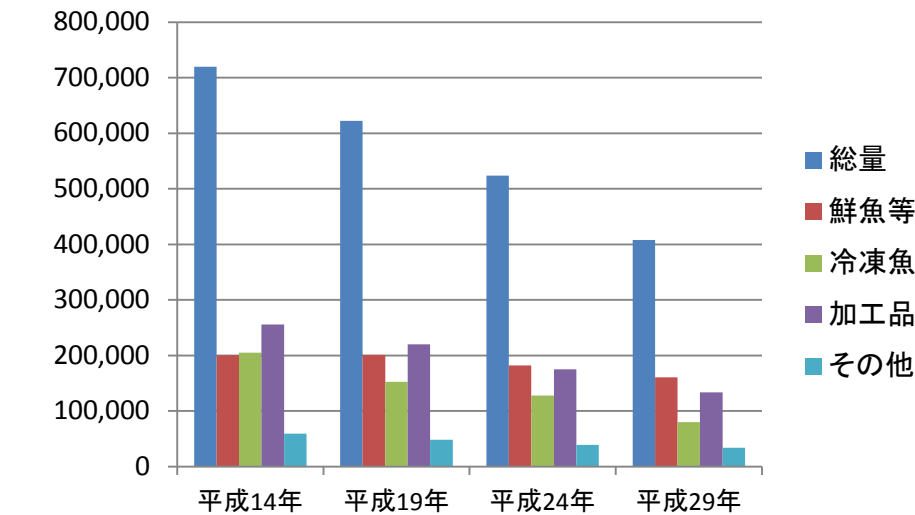
○ 平成29年は407,653トン 全国に占める東京都の割合は約27%

<取扱金額>

○ 平成29年は453,153百万円 全国に占める東京都の割合は約29%

東京都中央卸売市場における類別取扱数量・取扱金額の推移

(1) 取扱数量

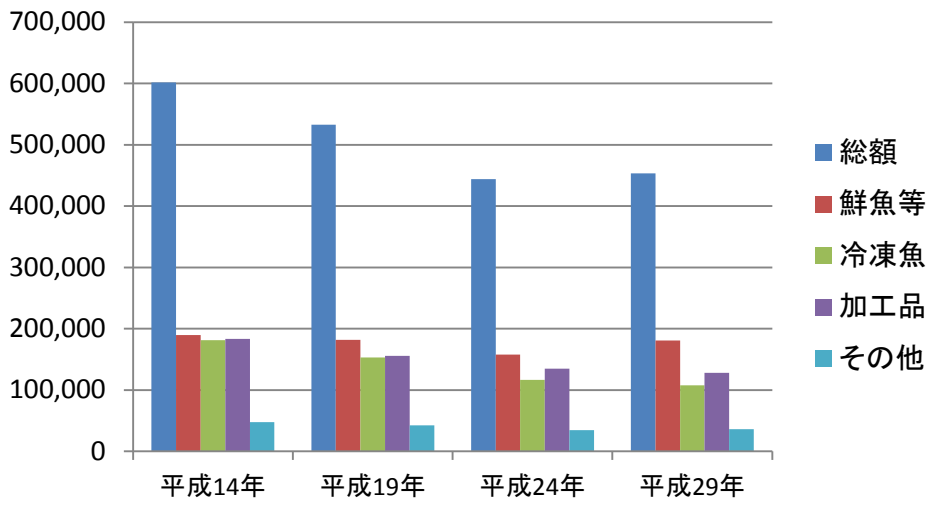


(単位:t)

	総量	鮮魚等	冷凍魚	加工品	その他
平成14年	719,745	200,279	204,822	255,490	59,153
平成19年	622,123	201,185	152,692	220,167	48,079
平成24年	523,547	182,111	127,616	175,131	38,690
平成29年	407,653	160,586	79,858	133,311	33,898

※ 数値は単位未満を四捨五入しているため、総量数字と内訳数字(鮮魚等、冷凍魚、加工品、その他)の合計とは、一致しない場合がある。

(2) 取扱金額



(単位:百万円)

	総額	鮮魚等	冷凍魚	加工品	その他
平成14年	601,755	189,496	181,315	183,266	47,677
平成19年	532,933	181,885	153,245	155,538	42,264
平成24年	444,192	157,883	116,815	134,696	34,798
平成29年	453,153	180,848	107,789	128,288	36,228

※ 数値は単位未満を四捨五入しているため、総額数字と内訳数字(鮮魚等、冷凍魚、加工品、その他)の合計とは、一致しない場合がある。

資料：東京都中央卸売市場年報より作成

2 取扱数量等（青果）

<取扱数量>

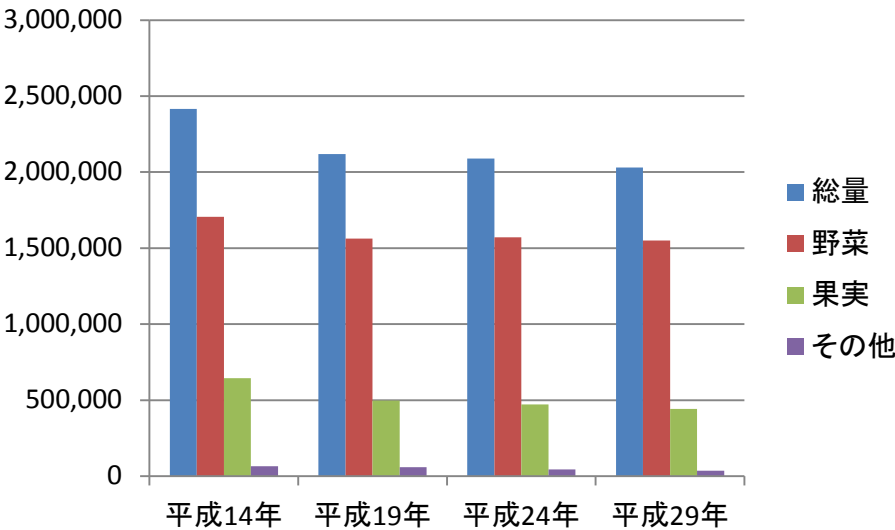
○ 平成29年は2,029,671トン 全国に占める東京都の割合は約27%

<取扱金額>

○ 平成29年は582,650百万円 全国に占める東京都の割合は約29%

東京都中央卸売市場における類別取扱数量・取扱金額の推移

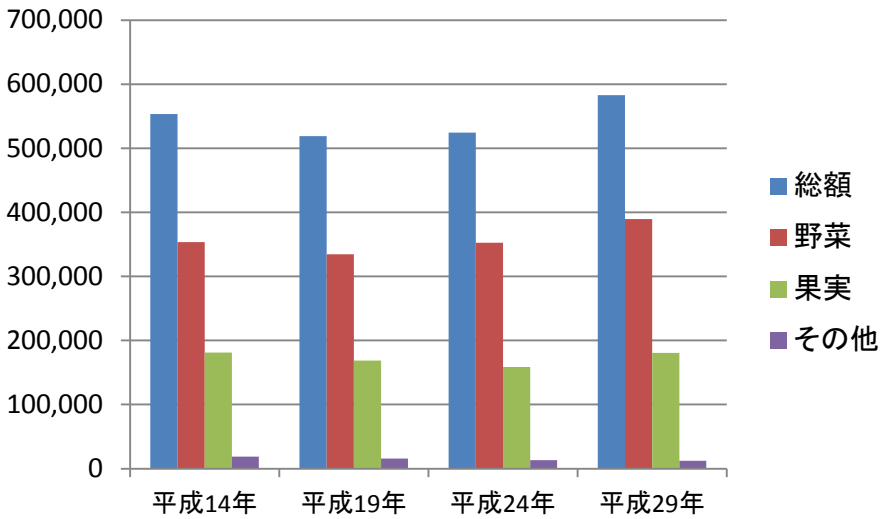
(1) 取扱数量



(単位:t)

	総量	野菜	果実	その他
平成14年	2,416,108	1,705,632	643,819	66,657
平成19年	2,119,211	1,562,394	498,413	58,404
平成24年	2,090,489	1,572,124	472,870	45,495
平成29年	2,029,671	1,550,922	443,165	35,584

(2) 取扱金額



(単位:百万円)

	総額	野菜	果実	その他
平成14年	553,400	353,479	181,088	18,833
平成19年	519,052	334,330	168,832	15,890
平成24年	524,609	352,623	158,626	13,360
平成29年	582,650	389,505	180,636	12,509

※ 数値は単位未満を四捨五入しているため、総額数字と内訳数字(野菜、果実)の合計とは、一致しない場合がある。

資料：東京都中央卸売市場年報より作成

2 取扱数量等（食肉）

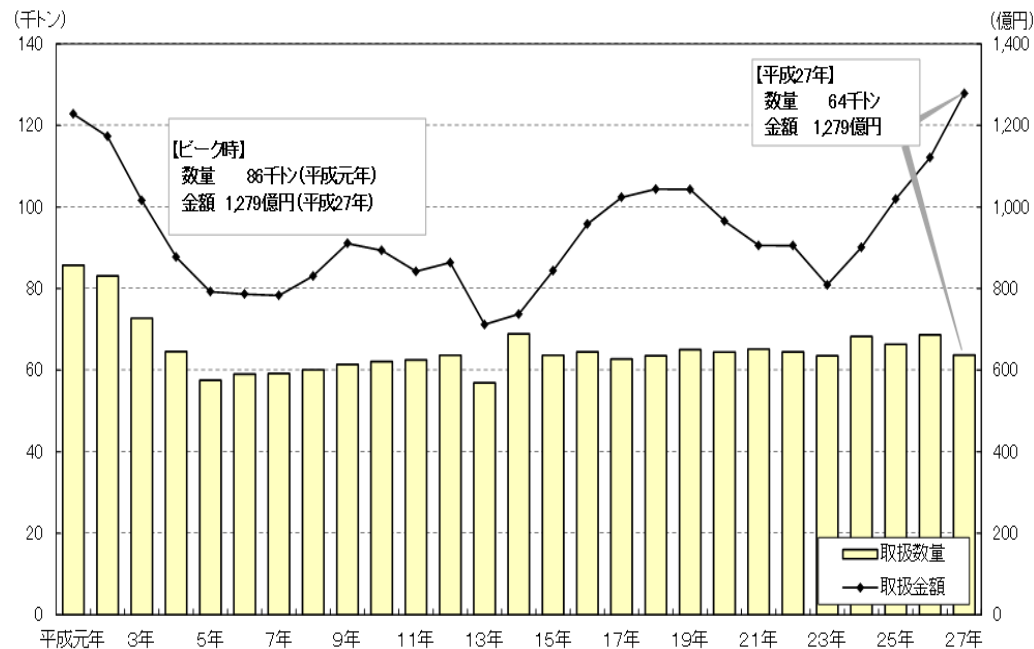
《牛肉》

- 平成3年から輸入自由化が実施され、食肉市場での輸入牛肉の取扱いが大幅に減少
- 平成13年には国内でのBSE（牛海綿状脳症）発生による需要の減少
平成15年度以降、アメリカでのBSE発生に伴う輸入牛肉の品薄から、高値での推移へ転じた

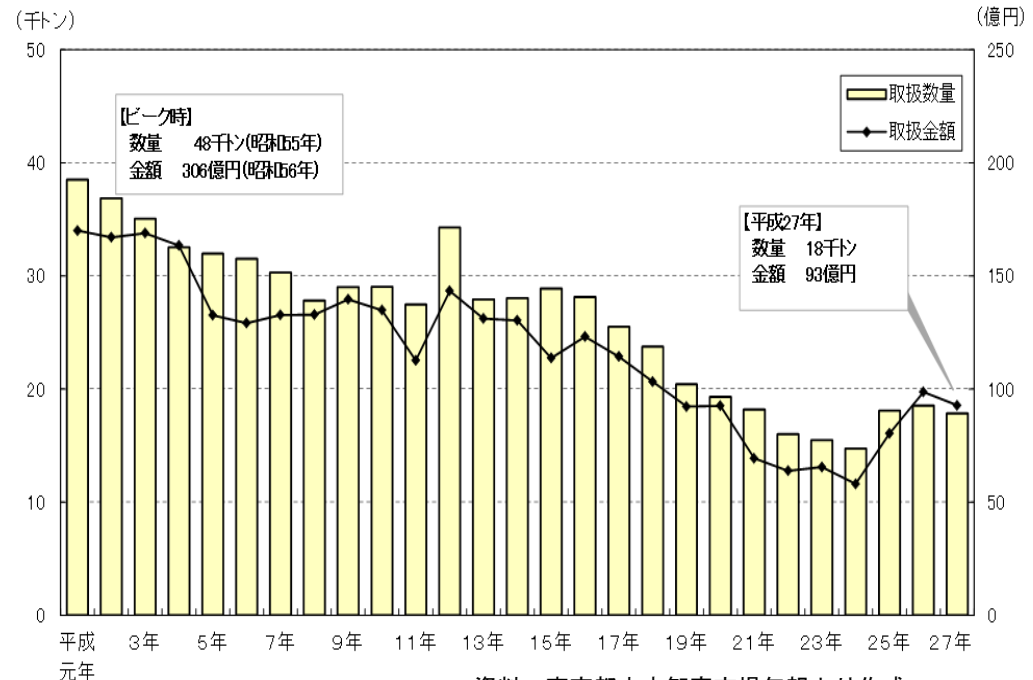
《豚肉》

- 国内生産量の減少、産地でのと畜の増加及び輸送コストの増大等による影響を受け、取扱数量は長期的に減少傾向

（１）東京都中央卸売市場における取扱数量及び金額の推移（牛肉）



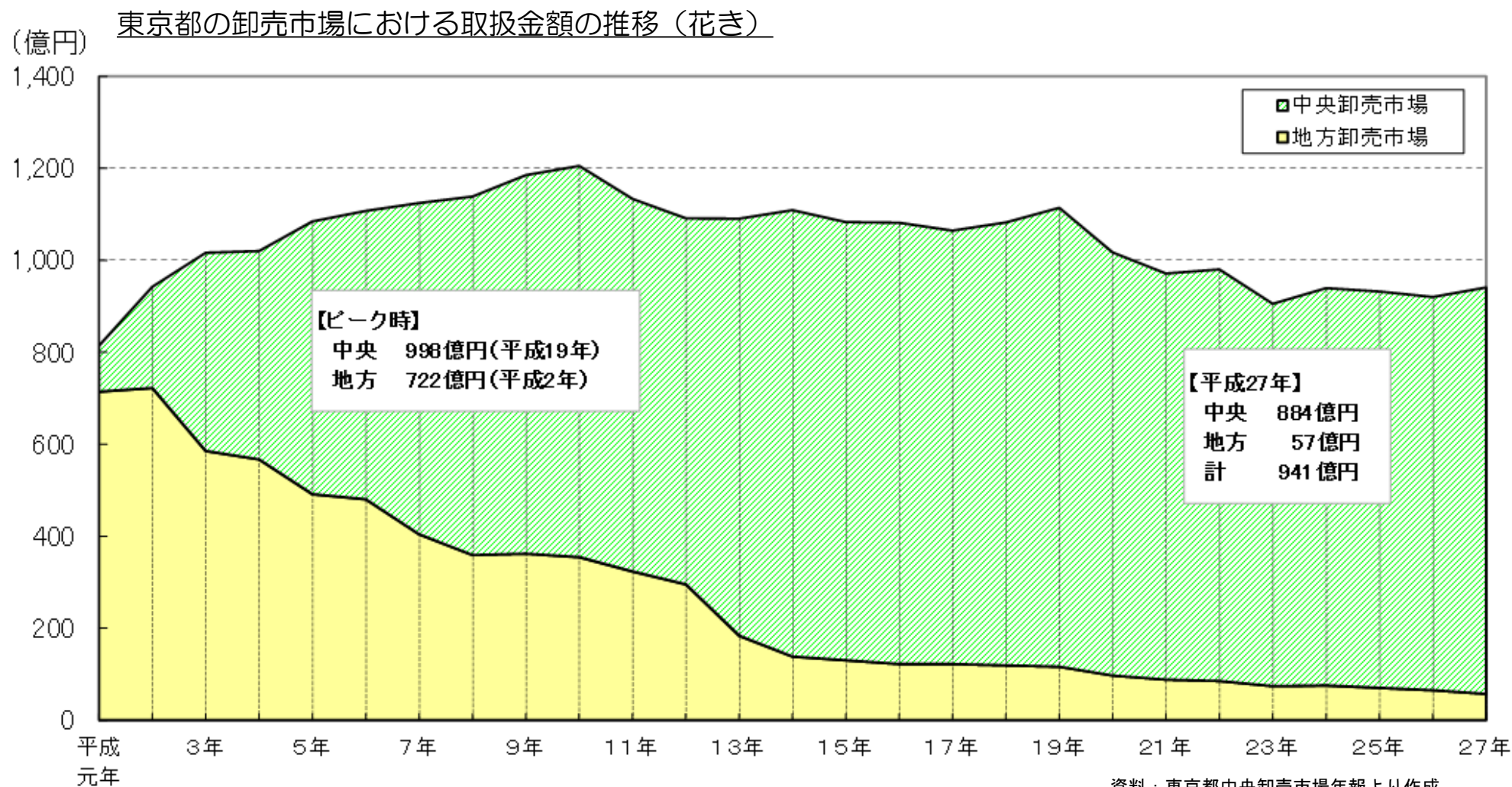
（２）東京都中央卸売市場における取扱数量及び金額の推移（豚肉）



資料：東京都中央卸売市場年報より作成

2 取扱数量等（花き）

○ 東京都中央卸売市場（花き）における合計の取扱金額は、平成27年には、元年の約9倍の約884億円



資料：東京都中央卸売市場年報より作成

3 産地の状況

国内生産力の低下

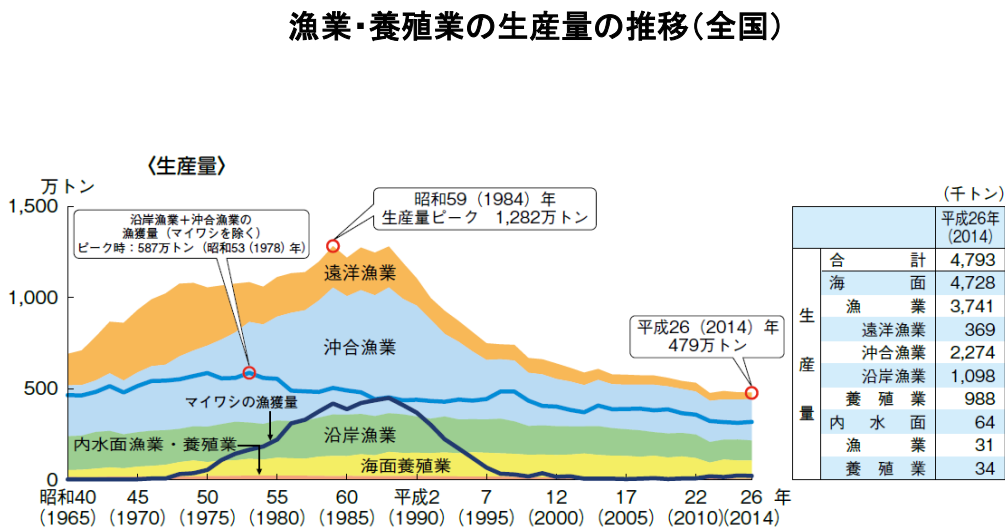
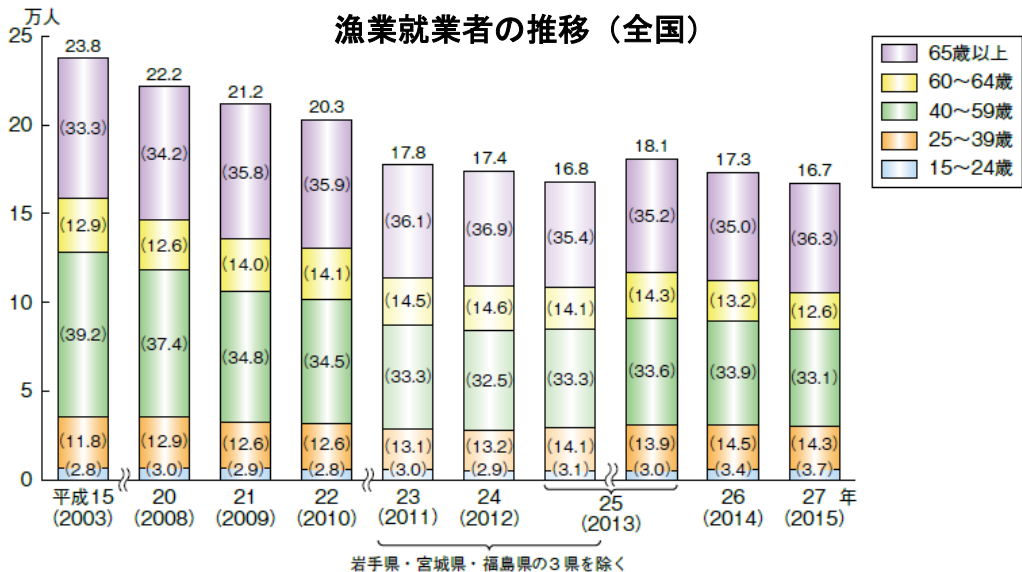
(水産物)

○ 漁業就業者の長期的な減少に加え、高齢化が進行（平成27年には65歳以上の就業者が36.3%）

(農産物)

○ 農業従事者の長期的な減少に加え、高齢化が進行（平成27年には65歳以上の従事者が約65%）

○ 耕地面積も長期的に減少



資料：農林水産省「漁業センサス」（平成15（2003）年、20（2008）年及び25（2013）年）、「漁業就業動向調査」（平成21（2009）～24（2012）年、26（2014）年及び27（2015）年）

注：1）「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。

2）（ ）内は漁業就業者の合計を100%とした構成割合（%）である。

3）平成20（2008）年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、2003年漁業センサスとは連続しない。

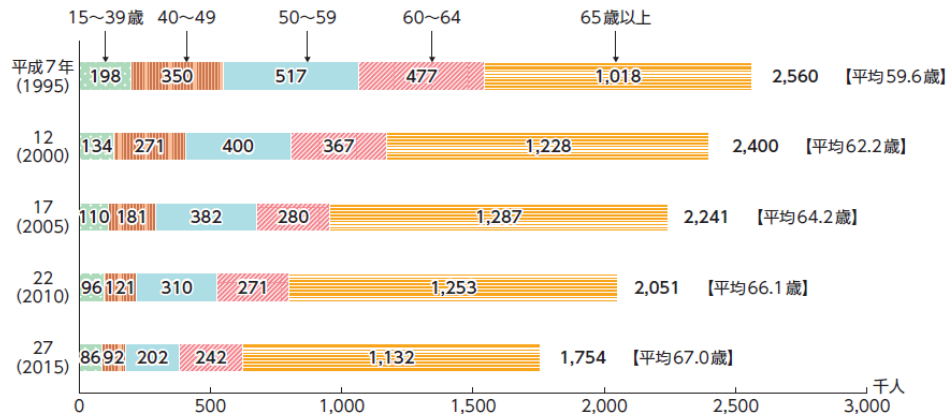
4）平成23（2011）年、24（2012）年は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県を除く集計である。

資料：農林水産省「平成27年度水産白書」

資料：農林水産省「平成27年度水産白書」

3 産地の状況

年齢別基幹的農業従事者数の推移（全国）

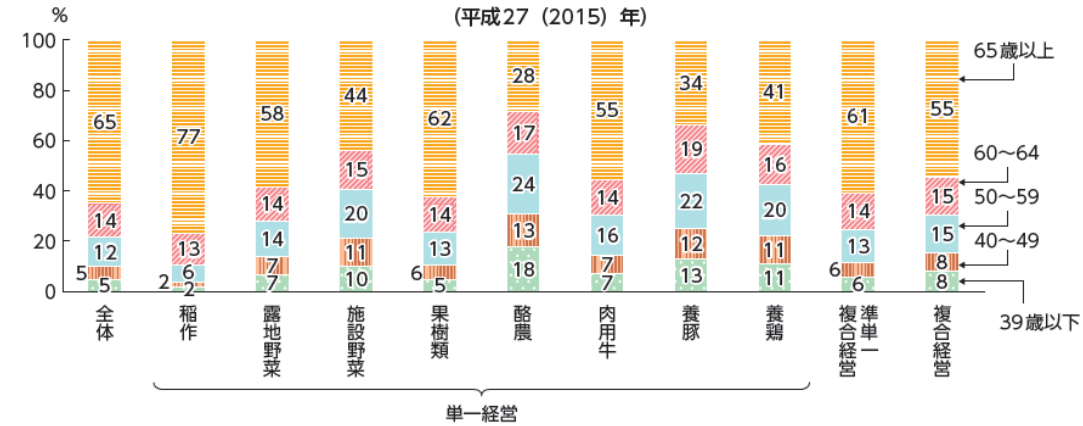


資料：農林水産省「農林業センサス」

基幹的農業従事者：農業就業者人口のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

資料：農林水産省「平成27年度食料・農業・農村白書」

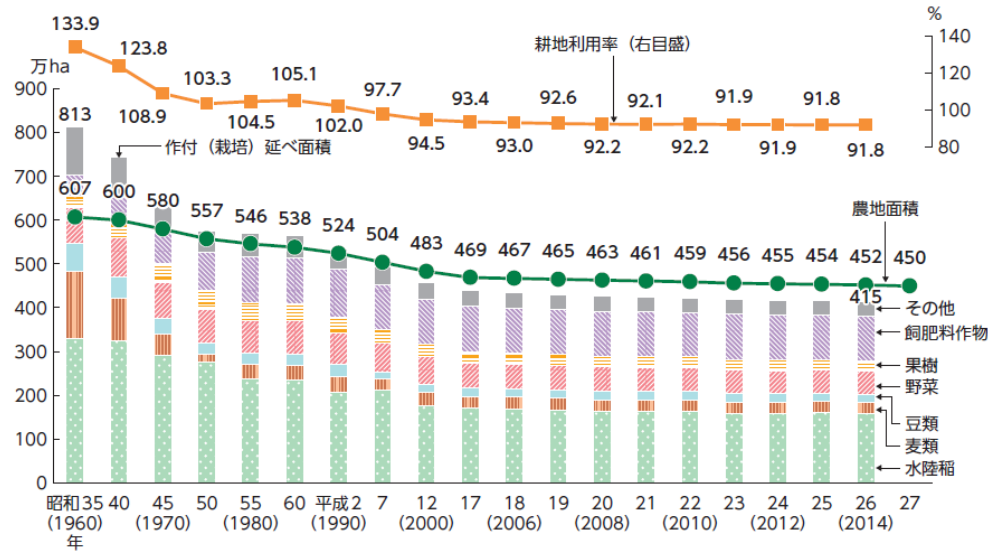
営農類型別基幹的農業従事者の年齢構成（全国）



資料：農林水産省「農林業センサス」

資料：農林水産省「平成27年度食料・農業・農村白書」

農地面積等の推移（全国）



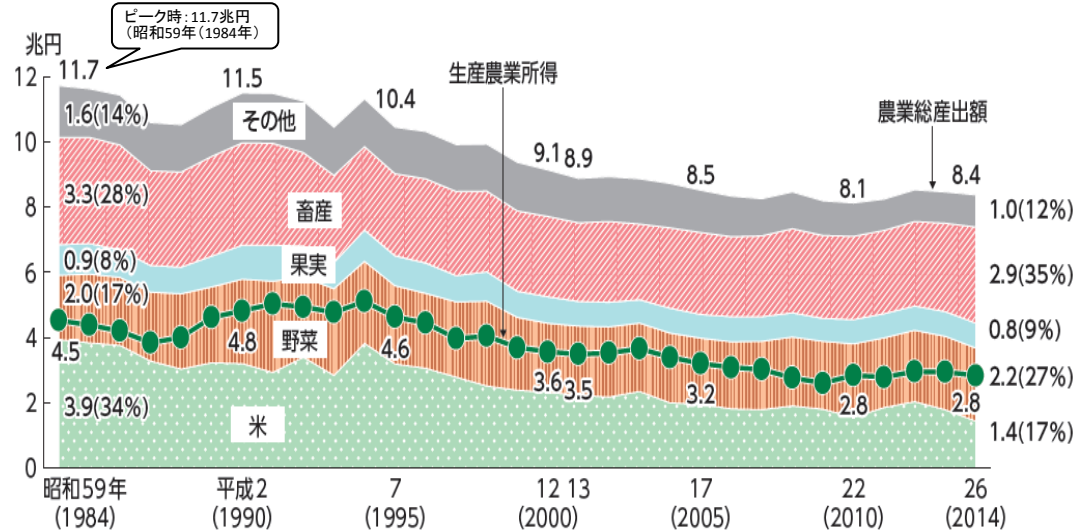
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：1) 耕地利用率(%) = 作付(栽培)延べ面積 / 農地面積 × 100

2) その他は、かんしょ、雑穀、工芸農作物、その他作物

資料：農林水産省「平成27年度食料・農業・農村白書」

農業総産出額及び生産農業所得の推移（全国）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：その他は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物、加工農産物

農業総産出額：農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量から、二重計上を避けるために、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額を合計したもの

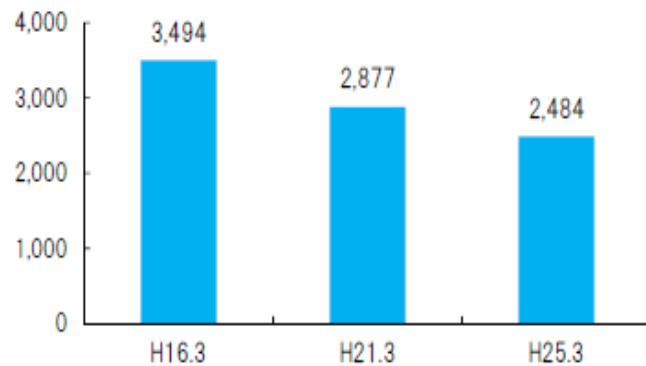
資料：農林水産省「平成27年度食料・農業・農村白書」

3 産地の状況

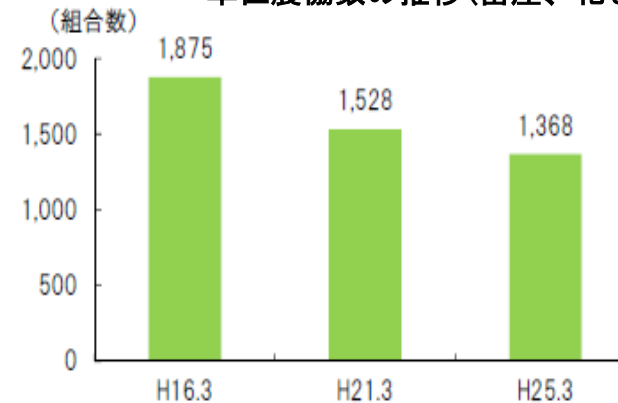
出荷団体等の大型化・集約化

- 漁業、農業協同組合ともに、単位漁協数、単位農協数が約3割減少する一方で、1組合当たりの平均販売取扱高は拡大しており、大型化が進行

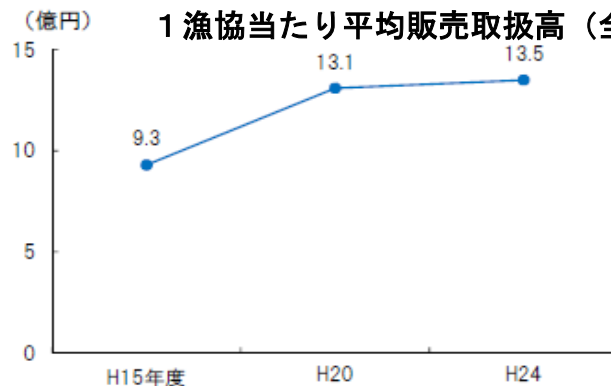
単位漁協数の推移（全国）



単位農協数の推移(畜産、花きを含む)（全国）



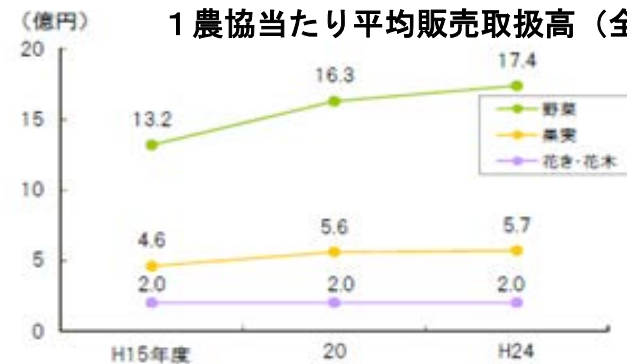
1漁協当たり平均販売取扱高（全国）



資料：水産庁「水産業協同組合統計表」を基に農林水産省食品製造卸売課で作成。

資料：農林水産省「卸売市場流通の再構築に関する検討会」

1農協当たり平均販売取扱高（全国）



資料：農林水産省経営局「農業協同組合等現在数統計」、
「総合農協統計表」を基に農林水産省食品製造卸売課で作成

注：単位農協数については、総合農協及び専門農協のうち一般農協、
畜産農協、園芸特産農協の合計

資料：農林水産省「卸売市場流通の再構築に関する検討会」

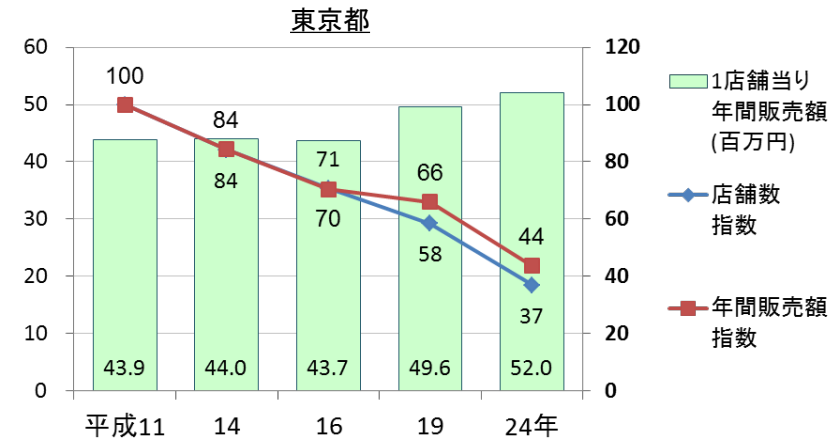
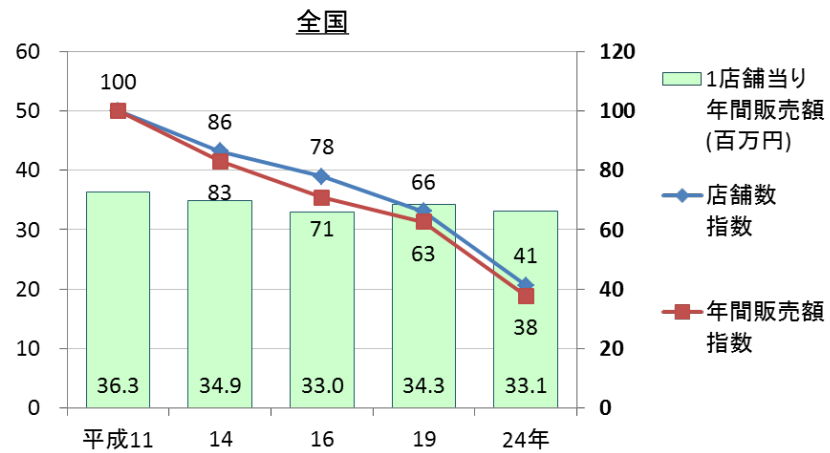
4 実需者の状況

専門小売店の減少

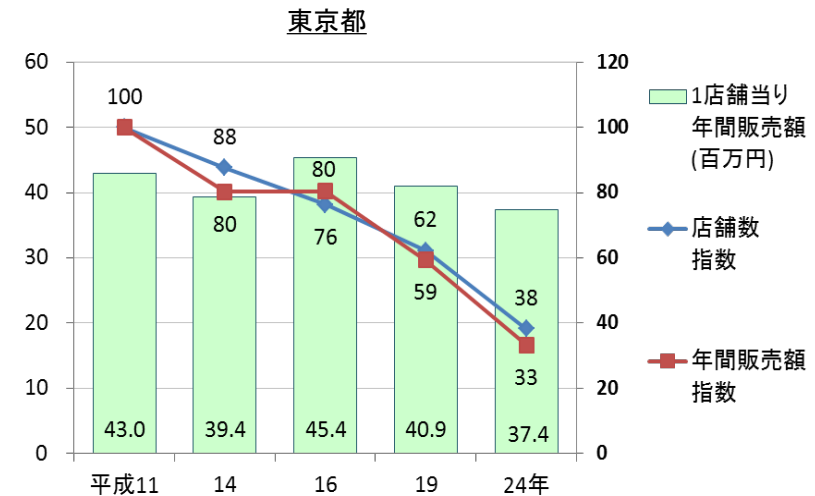
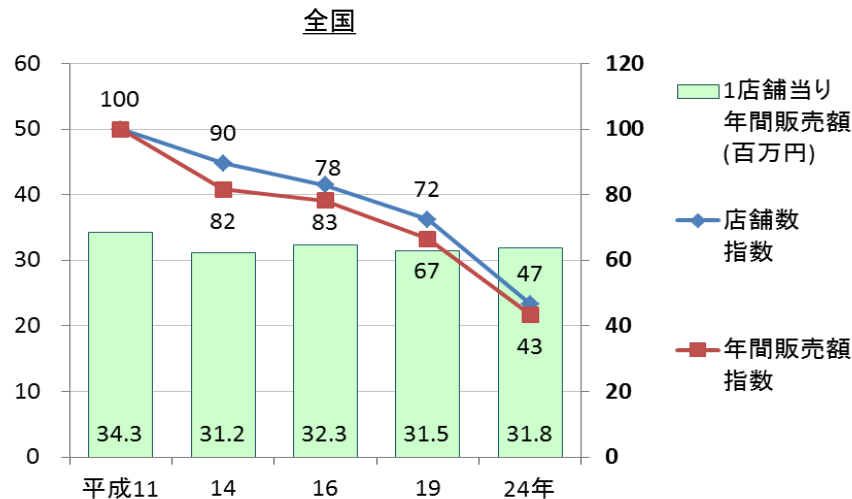
- 生鮮食料品（鮮魚、青果）の専門小売店の店舗数及び年間販売額は、全国、東京都とも、減少傾向

専門小売店の店舗数と年間販売額

【鮮魚】



【青果】



資料：経済産業省「商業統計」より作成

資料：東京都総務局「商業統計調査」より作成

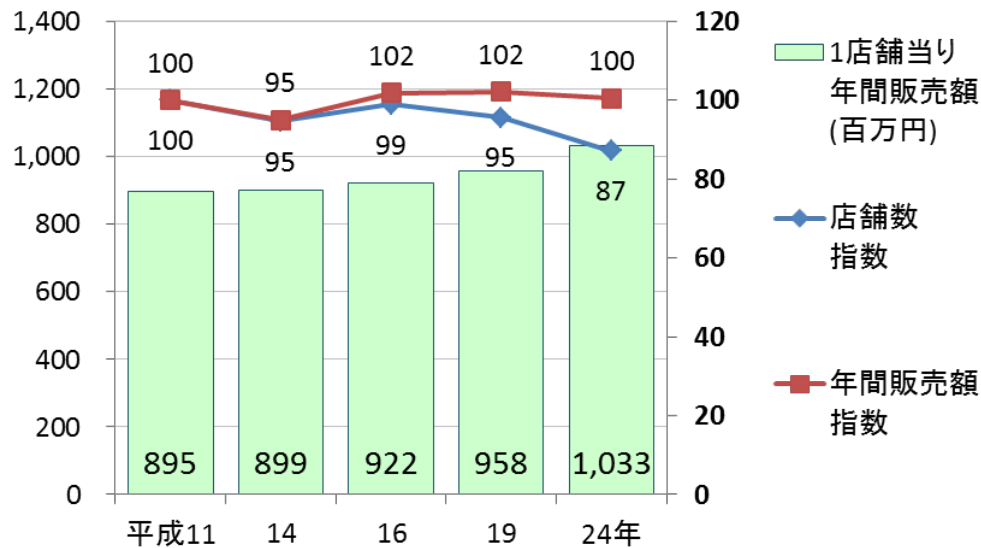
4 実需者の状況

量販店の増加

- 専門スーパー（食料品スーパー）の店舗数及び年間販売額は、全国では近年減少しているが、東京都では増加
- 1店舗当りの年間販売額は、全国と比較して東京都の方が高い

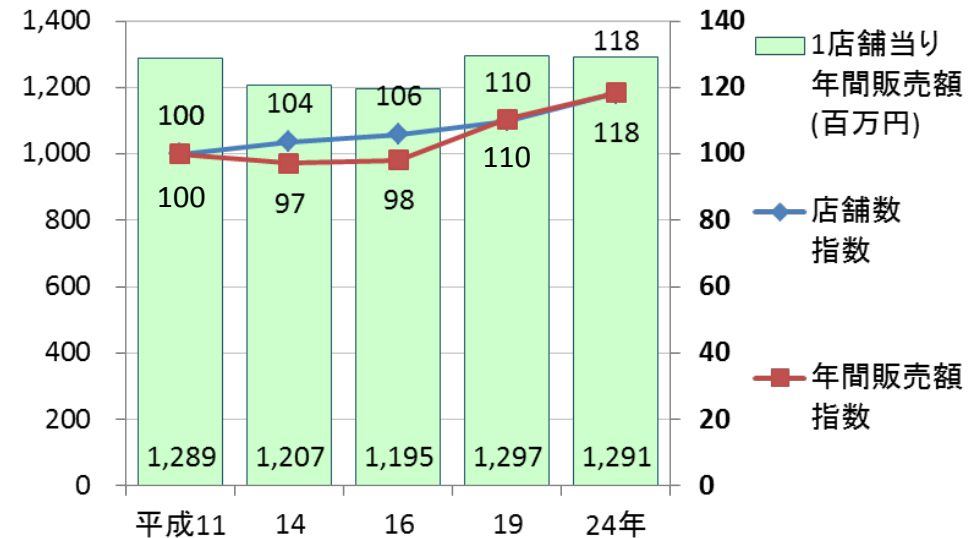
専門スーパー（食料品スーパー）の店舗数と年間販売額

全国



資料：経済産業省「商業統計」より作成

東京都



資料：東京都総務局「商業統計調査」より作成

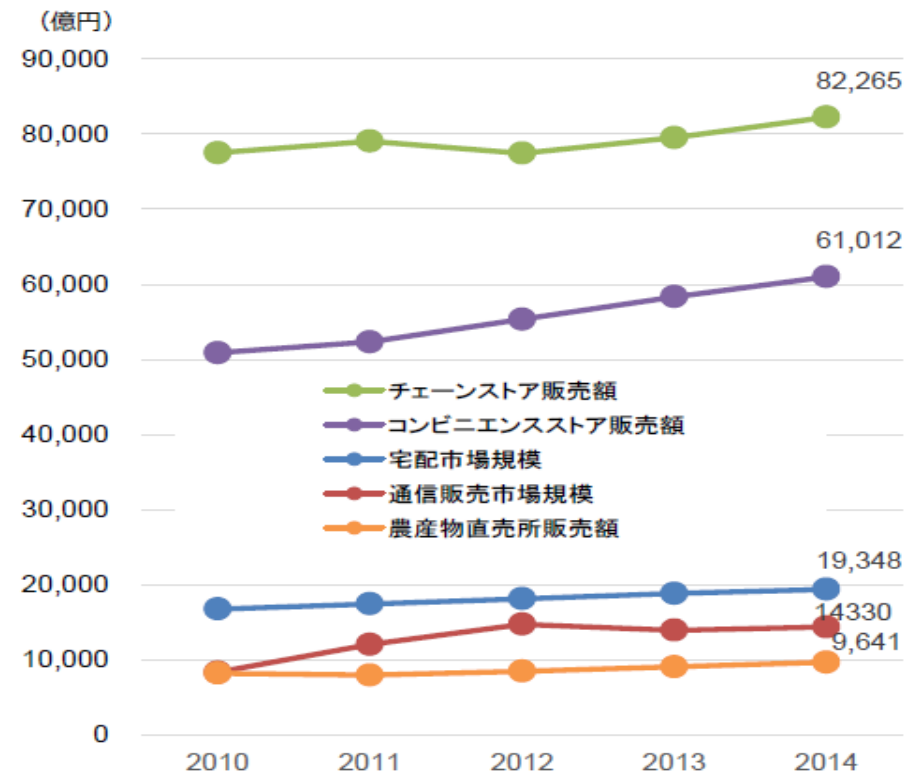
専門スーパー（食料品スーパー）：産業分類の飲食料品小売業に分類される取扱商品のうち食が70%以上で、売場面積の50%以上がセルフサービス方式の事業所であり、かつ売場面積250㎡以上のもの

4 実需者の状況

小売業態の多様化

○ 食品小売業において、近年、通販、コンビニ、直売、宅配などの多様な流通形態が伸長

食品の業態別販売額・市場規模の推移（全国）



（出典）宅配：矢野経済研究所「食品宅配市場の展望と戦略」、チェーンストア：日本チェーンストア協会「チェーンストア販売統計」、コンビニエンスストア：日本フランチャイズチェーン協会「コンビニエンスストア統計」、通信販売：日本通信販売協会「通信販売企業実態調査報告書」、農産物直売所：農林水産省「6次産業化総合調査」※2014年度は推計値

注 上記グラフは、（出典）に記載した各団体等の調査を基礎に作成されたものであり、販売額等には重複がある。
それぞれの販売額等は、以下のとおりである。

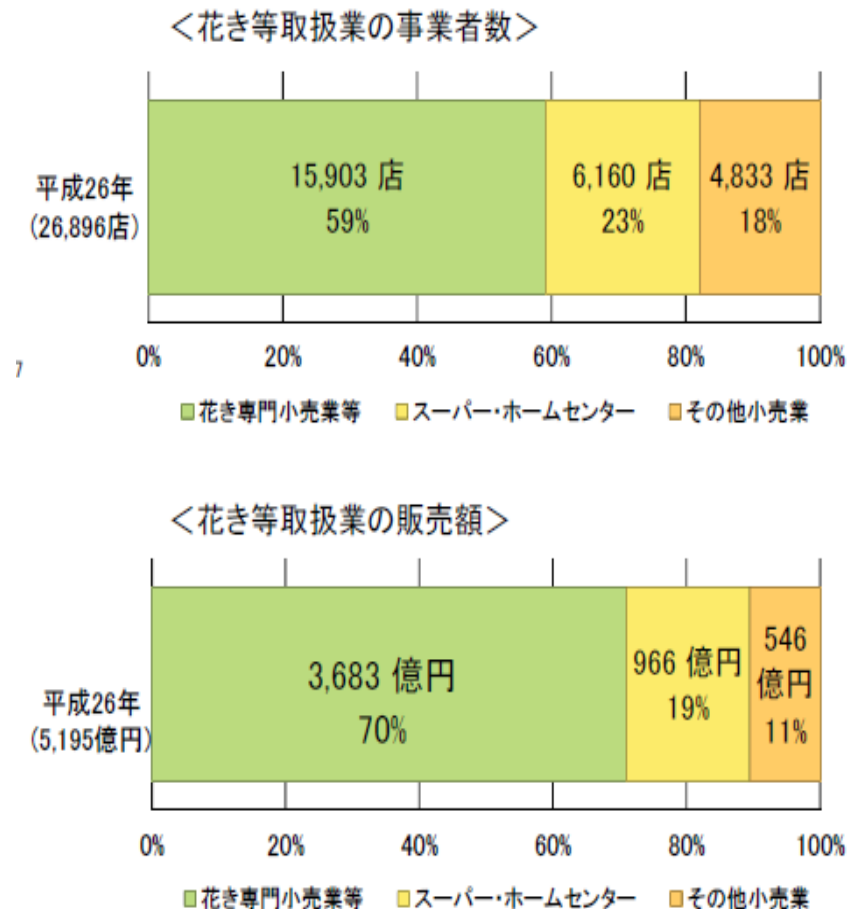
- ・チェーンストア販売額……………日本チェーンストア協会に加盟する会員企業の総販売額を集計したもの
- ・コンビニエンスストア販売額……日本フランチャイズチェーン協会の正会員の販売額を集計したもの
- ・宅配市場規模……………①～⑩の宅配サービスで日用品、雑貨を除く食品群のみを対象とした事業者売上高を集計したもの
 - ①在宅配食サービス、②惣菜（食材）宅配サービス、③宅配ピザ、④宅配寿司、⑤外食チェーン・ファストフード宅配、⑥牛乳宅配、⑦生協の個配サービス、⑧ネットスーパー宅配、⑨コンビニエンスストア宅配、⑩自然派食品宅配
- ・通信販売市場規模……………公益社団法人日本通信販売協会の会員企業の集計に、有力非会員企業の売上高（推計）を加えて集計したもの

資料：農林水産省「卸売市場を含めた流通構造について」

4 実需者の状況

花き等取扱業

- 事業者のうち、花き専門小売業等は事業者数で6割、販売額で7割を占める



資料: 経済産業省「商業統計」

注1: 花き専門小売業等は、「花き等専門小売業」と「花き等中心小売業(取扱商品の50%以上が仕関連商品(花、植木含む))」の数値の合計。

注2: スーパー・ホームセンターは、「専門スーパー」の数値。

資料: 農林水産省「花きの現状について」

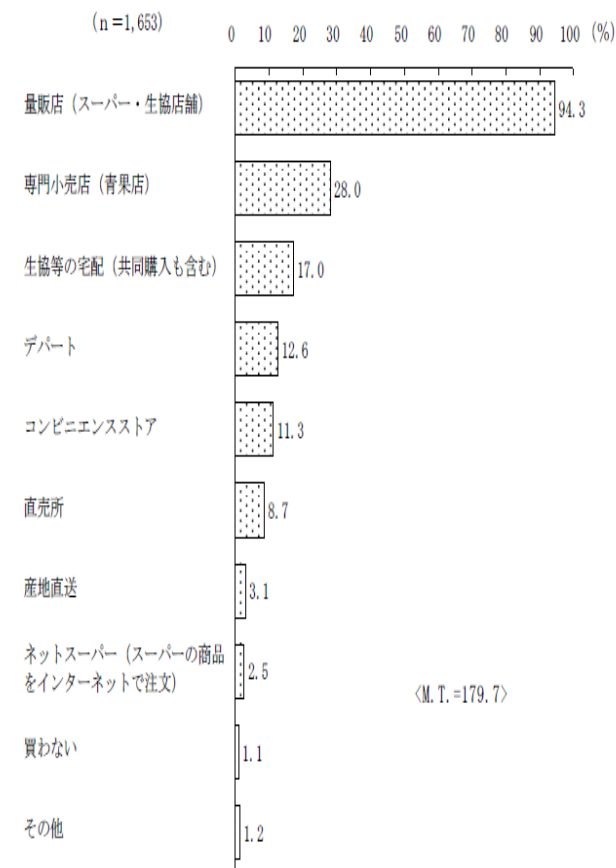
5 消費者の状況

野菜・果物、魚介類、肉類の購入先

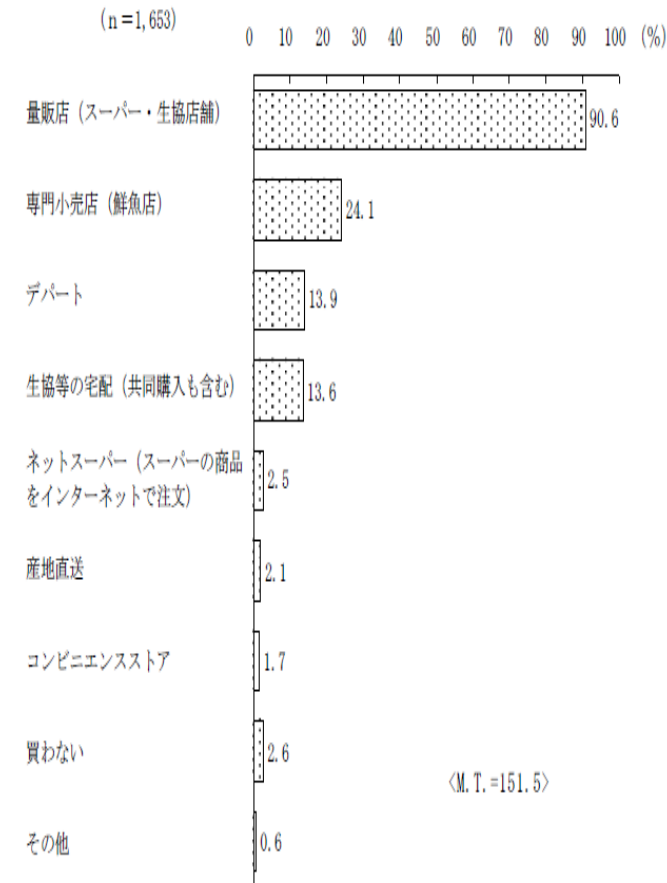
○「食品の購買意識に関する世論調査」によると、「量販店」を利用している割合は、いずれも90%以上

○ 一方、「専門小売店」を利用している割合は、いずれも30%未満

野菜・果物の購入先（東京都）



魚介類の購入先（東京都）



肉類の購入先（東京都）



資料：東京都 平成27年10月調査「食品の購買意識に関する世論調査」

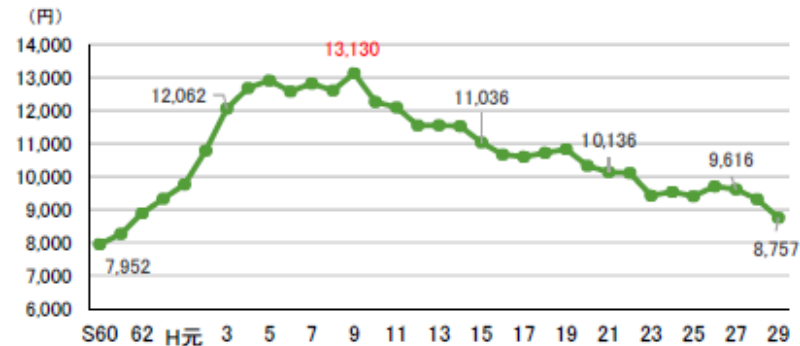
5 消費者の状況

花きの消費の現状

- 切り花の購入金額は長期的にみて減少、世帯主の年齢別で見ると、若年層ほど購入金額が低い

<切り花1世帯あたり購入額>

・年間購入額の推移



・世帯主年齢別年間購入額(平成29年)



資料：総務省統計局「家計調査年報」二人以上の全世帯

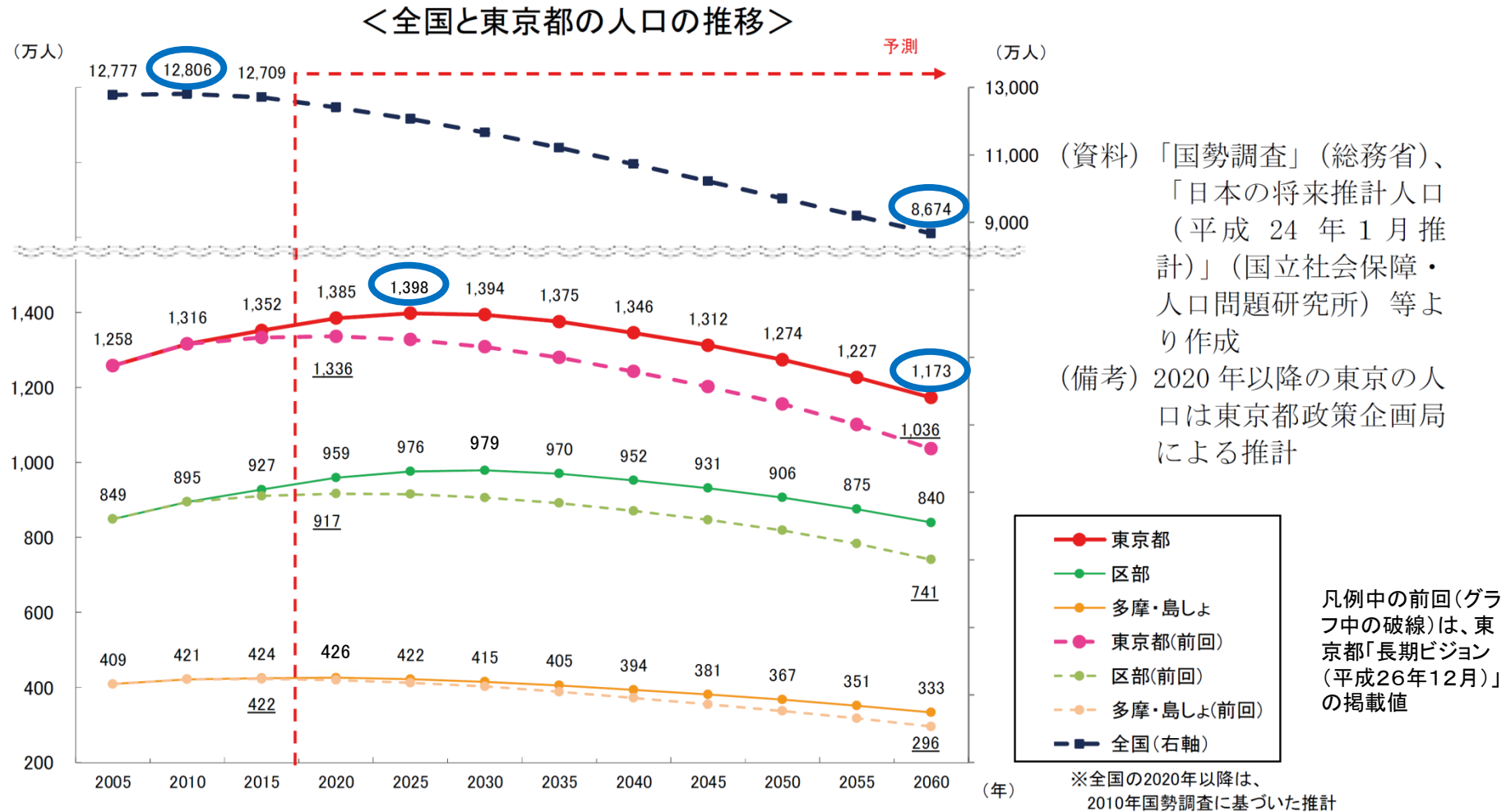
※ 平成20年以降の金額は、「(農林漁家を含む)二人以上の世帯」の金額。それ以外は「農林漁家を除く二人以上の世帯」の金額となっている。

資料：農林水産省「花きの現状について」

5 消費者の状況

全国と東京都の人口の推移

- 全国の人口は、2010年から、2060年には8674万人まで減少する見込み
- 東京都の人口は、2025年をピークに減少し、2060年には1173万人に減じる見込み



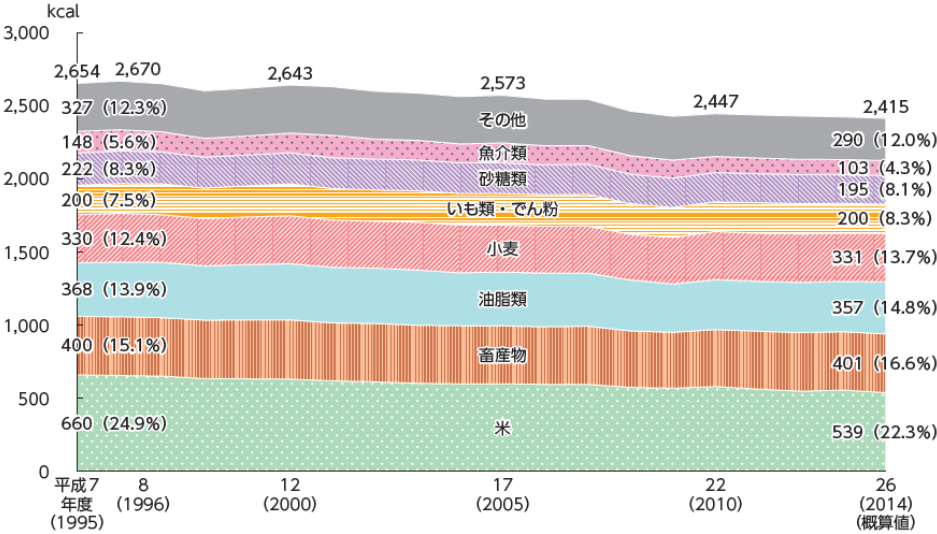
引用: 東京都「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」(平成28年12月)

5 消費者の状況

食料消費の動向

- 高齢化等を背景として、国民1人1日当たりの食料消費（供給熱量）は、長期的に減少傾向
- 国民1人1年当たりの品目別消費量は、肉類は緩やかな増加傾向
- 果実は横ばい、野菜は平成22年まで減少した後に増加
- 魚介類は長期的に減少傾向

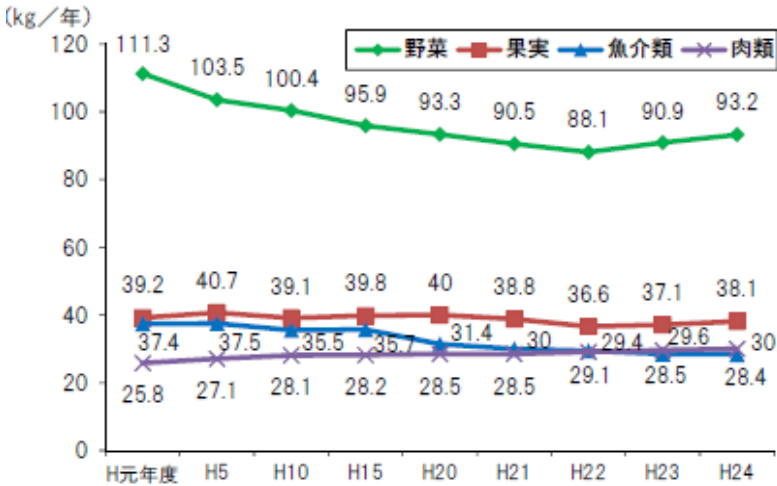
国民1人1日当たりの食料消費(供給熱量)の推移



資料：農林水産省「食料需給表」
注：() 内は、総供給熱量に対する割合

資料：農林水産省「平成27年度食料・農業・農村白書」

国民1人1年当たりの品目別消費量の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

資料：農林水産省「卸売市場をめぐる情勢について」

5 消費者の状況

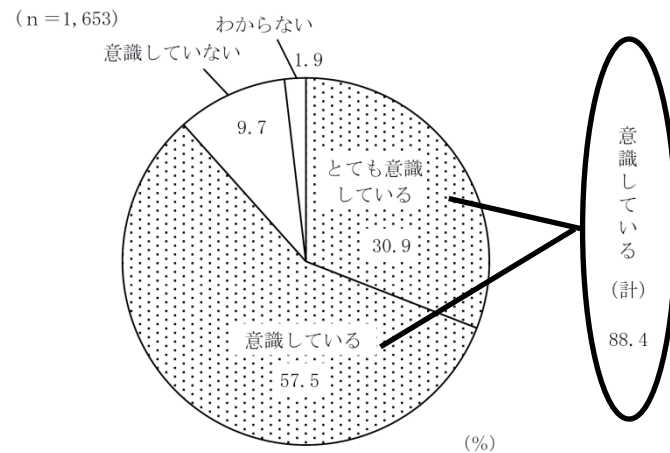
食の安全・安心に対する意識の高まり

- 生鮮食料品購入の際の安全性への意識は、「意識している」が88.4%
- 3項目について聞いたところ、「以前より気にするようになった」は「産地」が52%で最も多く、「鮮度・消費期限」が43%、「価格」が38%の順となっている

生鮮食料品購入の際の安全性への意識（東京都）

（全員に）

Q13 生鮮食料品を購入するときに、安全性についてどの程度意識していますか。この中から1つだけお答えください。

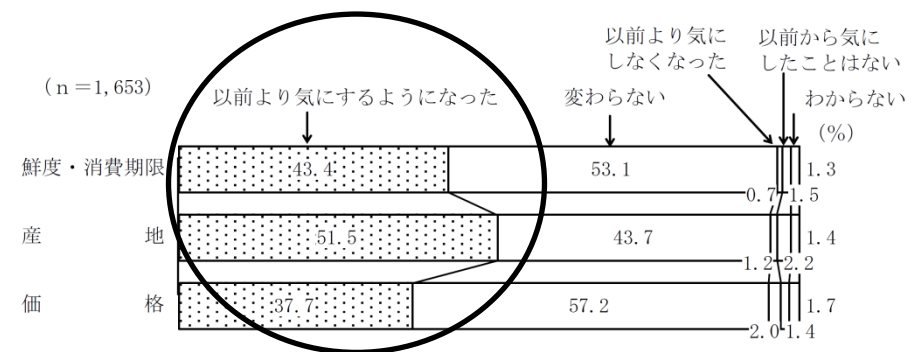


（注）『意識している（計）』は「とても意識している」「意識している」の合計

（全員に）

Q14 生鮮食料品を購入するとき、ここ数年で食の安全・安心に関する意識の変化はありましたか。

(1)～(3)のそれぞれについて、あてはまるものを1つずつお答えください。



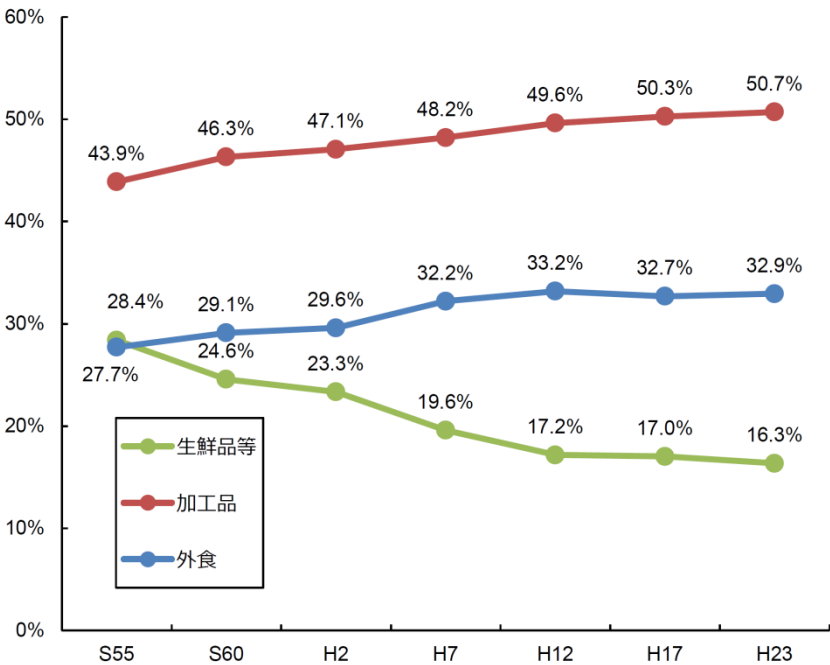
資料：東京都 平成27年10月調査「食品の購買意識に関する世論調査」

5 消費者の状況

外食・中食の増加

- 単身世帯や高齢者世帯、共働き世帯の増加に伴い、家庭内での調理にかけられる労力や時間が減少
- 弁当、総菜などの中食や外食、加工食品等のニーズが高まるとともに、小分け等への対応も必要

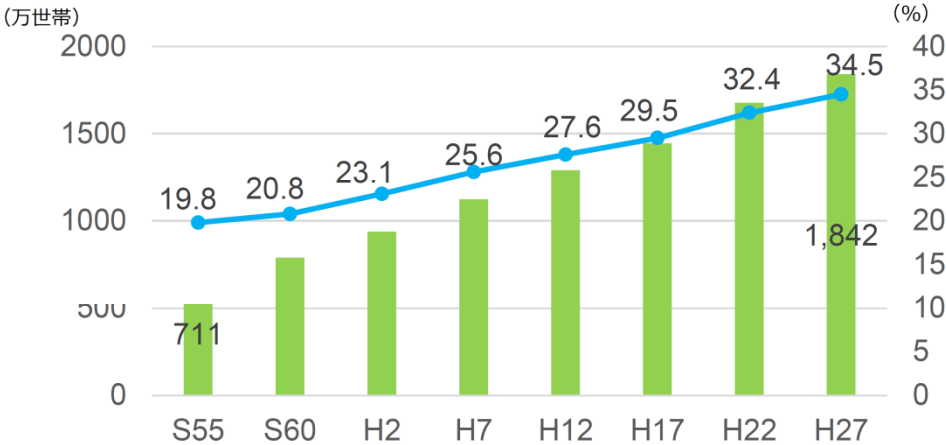
国内消費に占める生鮮・加工・外食の割合（全国）



出典：農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」を基に作成。

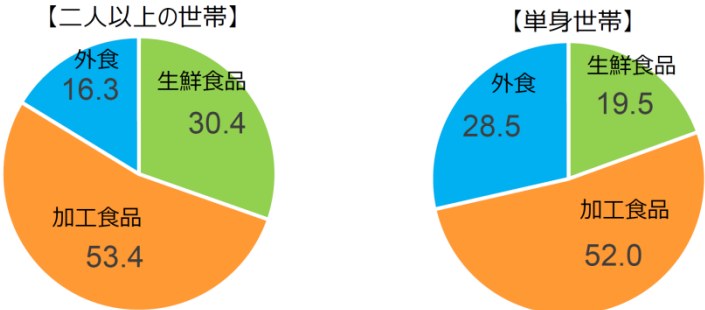
資料：農林水産省「卸売市場を含めた流通構造について」

単身世帯数及び総世帯数に占める単身世帯の割合の推移（全国）



注：1）国勢調査における「単独世帯」を「単身世帯」と表記
2）昭和55年から平成17年までは旧家族類型 資料：総務省「国勢調査」

■ 二人以上の世帯、単身世帯の食料支出割合（平成28年度）



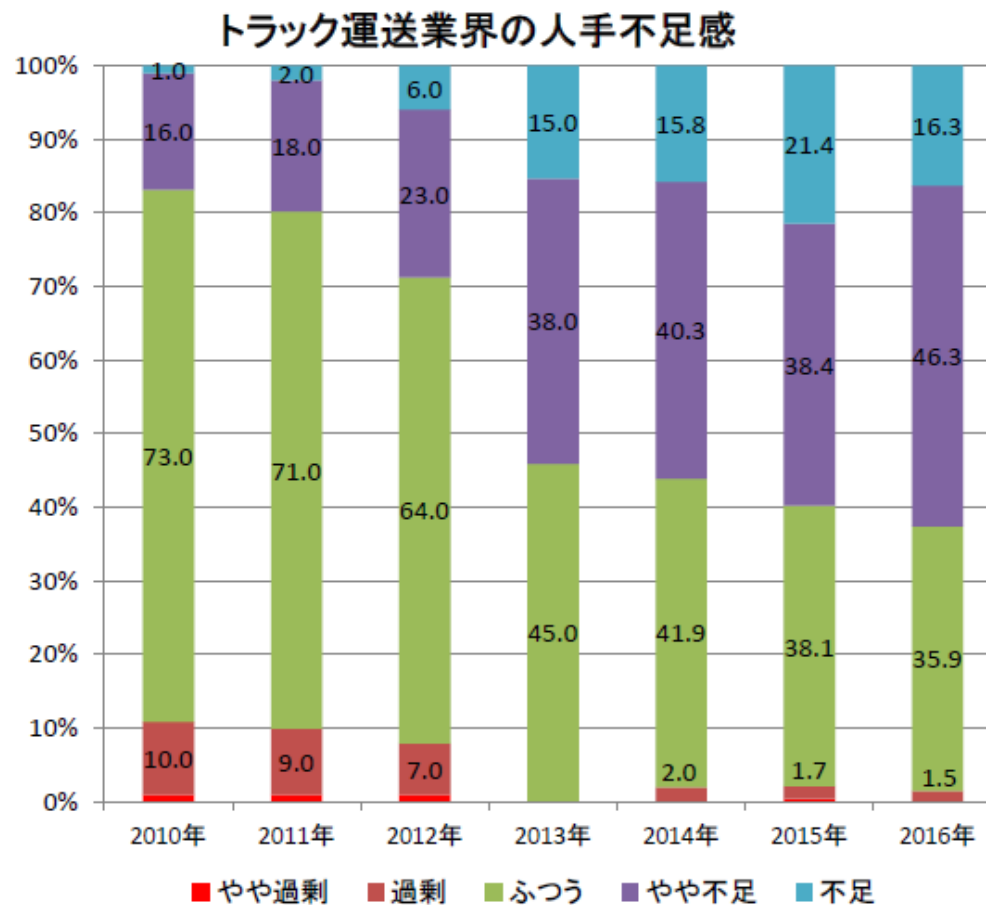
注：生鮮食品は、米、生鮮魚介、生鮮肉、牛乳、卵、生鮮野菜、生鮮果物の合計。
加工食品は、それ以外。

資料：総務省「家計調査」
資料：農林水産省「卸売市場を含めた流通構造について」

6 物流環境の状況

トラック運転者の不足状況

- トラック運送業界アンケート調査で、「不足」「やや不足」の合計が、2010年の17%から2016年には62.6%に増加



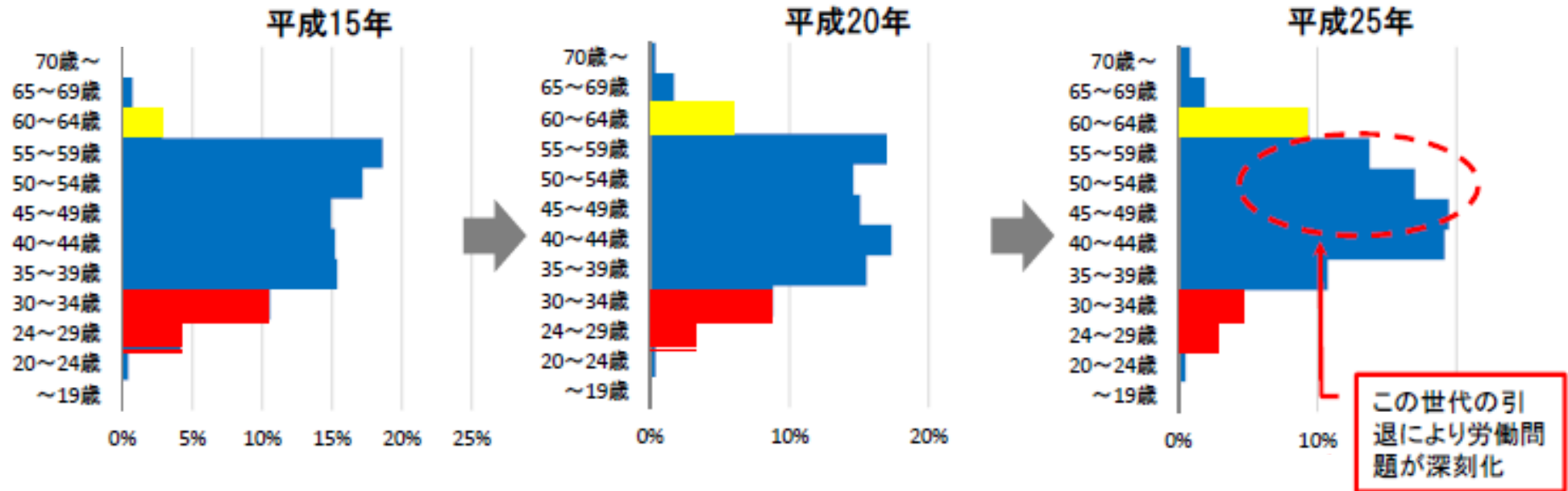
引用: 全日本トラック協会「トラック運送業界の景況感」
より作成(毎年10月～12月調査数値を引用)

6 物流環境の状況

労働力不足

- 近年、物流分野の労働力不足が顕在化しており、中長期的に人材の確保がより困難になる見込み
- トラック運転者については、中高年層の退職に伴い、今後、深刻な労働力不足に陥るおそれがある

トラック運転者の年齢構成比の推移（全国）

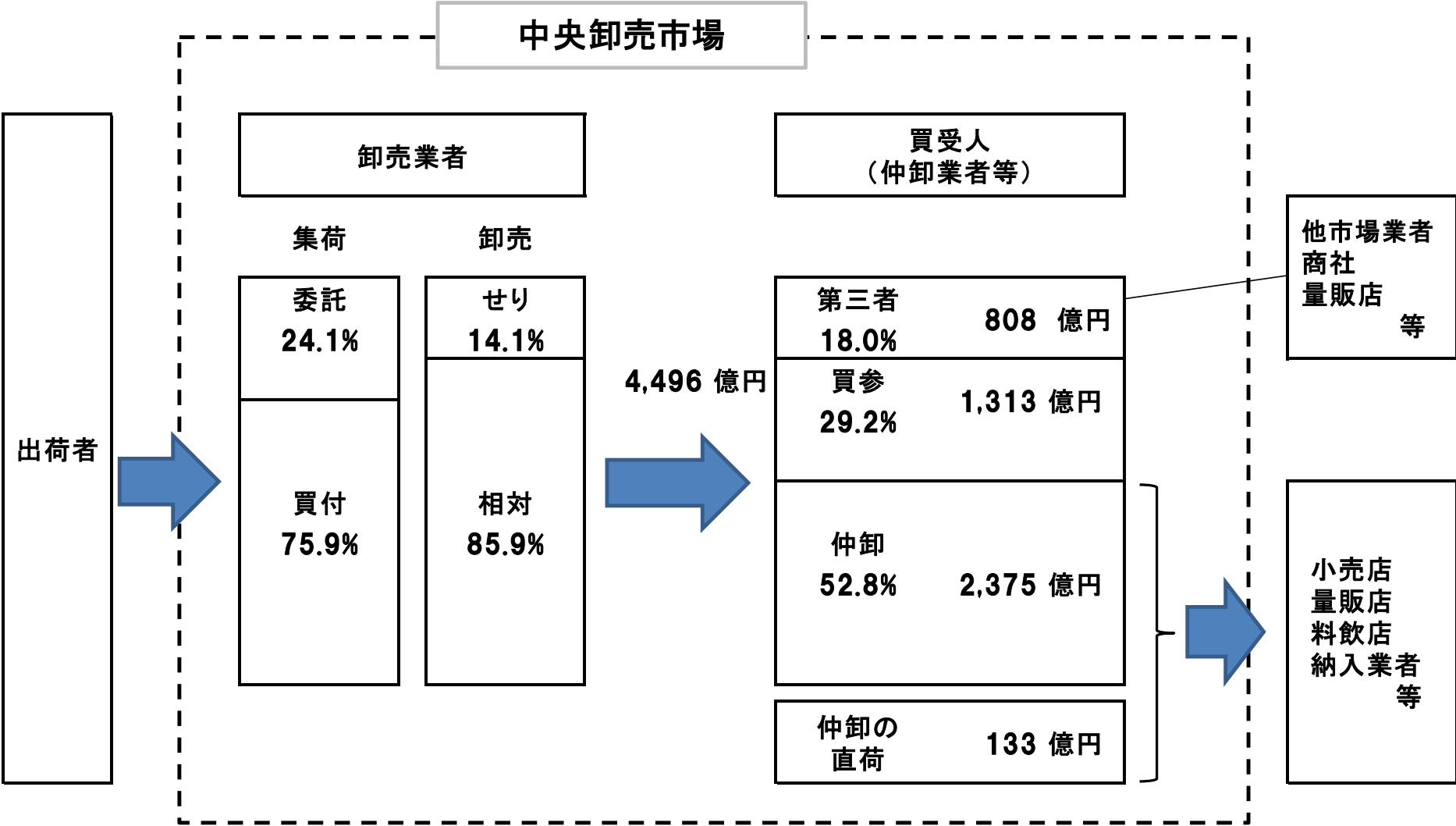


資料：国土交通省「自動車運送事業等における労働力確保対策について」

東京都中央卸売市場の取引構造（平成29年度）

平成31年2月28日
東京都中央卸売市場

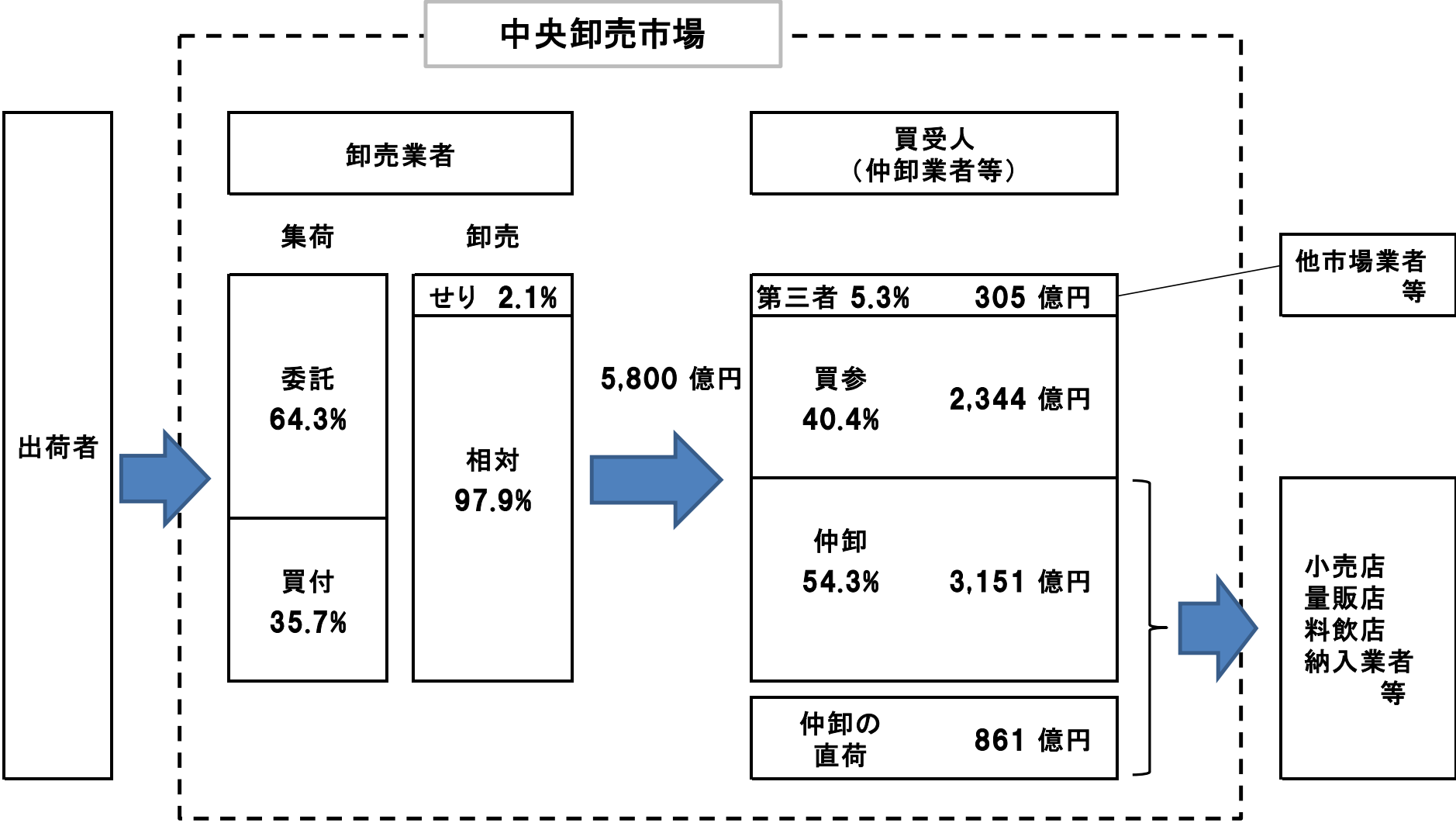
1 水産物部（東京都 平成29年度）



※卸売市場経由率(27年度全国): 52.1%

資料:「卸売業者事業報告書」等より作成

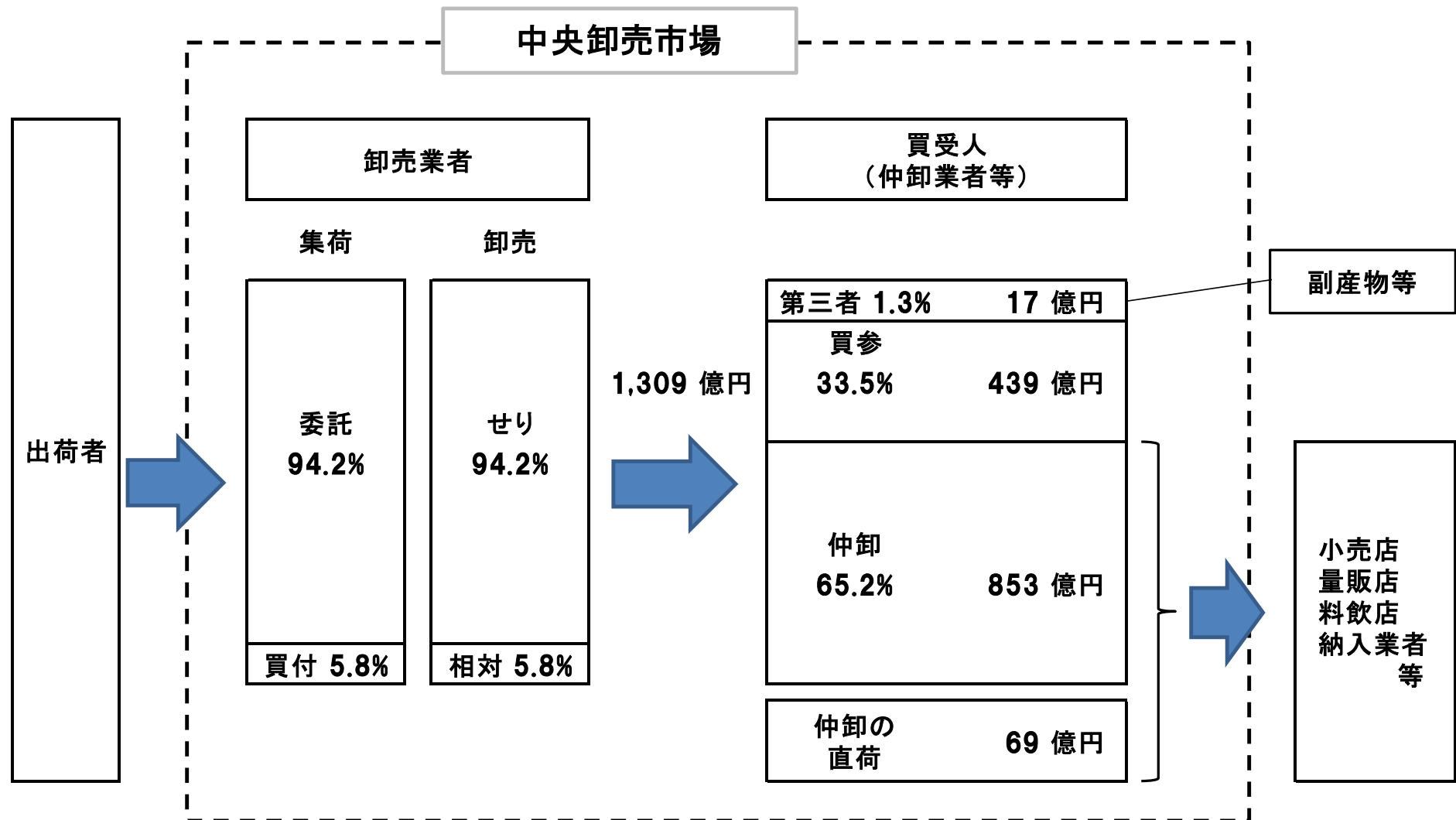
2 青果部（東京都 平成29年度）



※卸売市場経由率(27年度全国): 57.5% (国産青果物の経由率 81.2%)

資料:「卸売業者事業報告書」等より作成

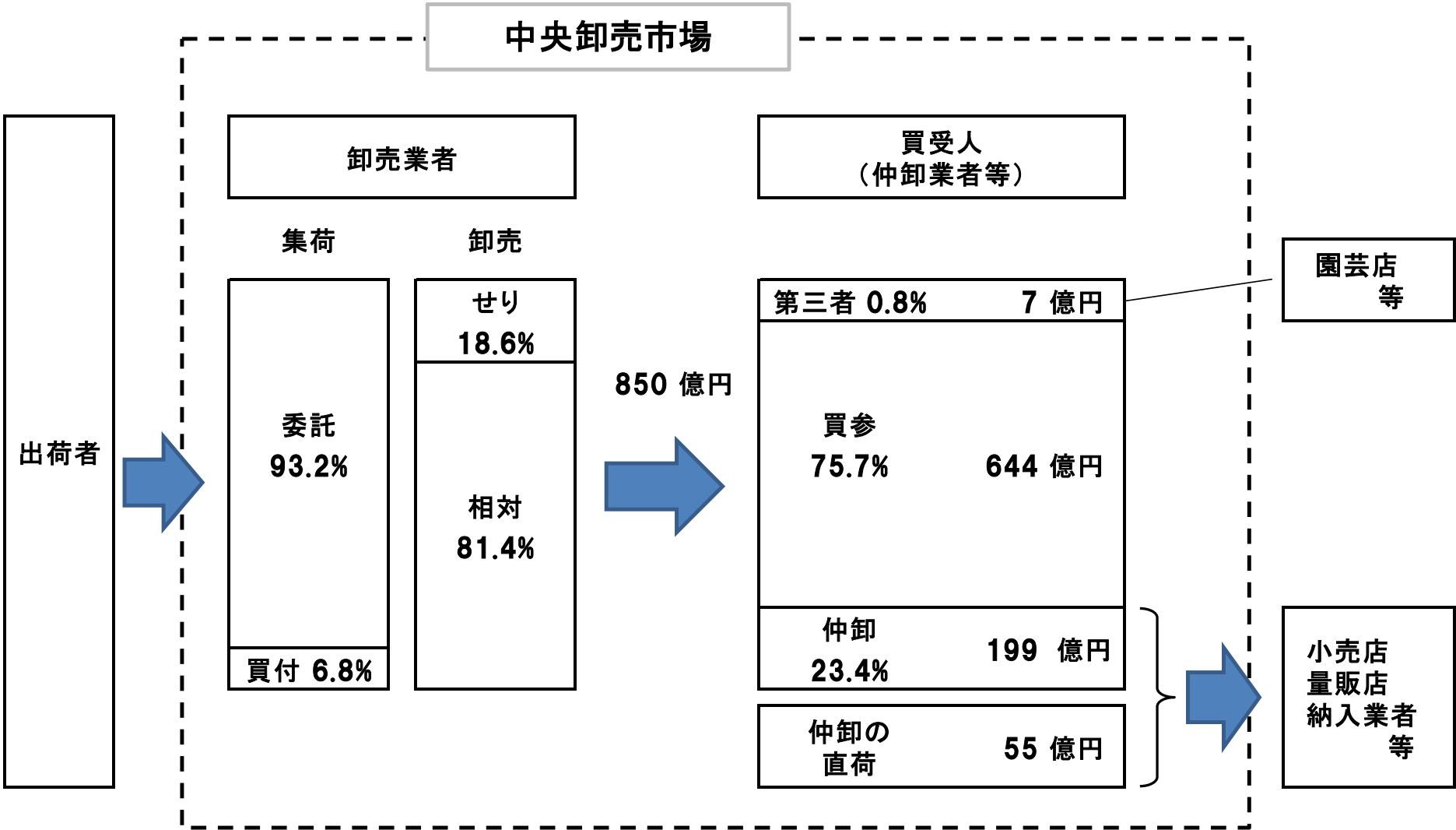
3 食肉部 (東京都 平成29年度)



※卸売市場経由率(27年全国): 9.2%

資料:「卸売業者事業報告書」等より作成

4 花き部 (東京都 平成29年度)



※卸売市場経由率(27年全国): 76.9%

資料:「卸売業者事業報告書」等より作成

取引実態について	
水産	○人口減が一番の原因だが、その中で、出来合いの物を食べている傾向が多い中で、素材が売れなくなっているのは確か。
青果	○卸売市場の機能が低下してしまっている。分荷機能はそこそこできているが、価格決定機能はほとんどない。
食肉	○価格形成の仕組みが変わると、東京の卸売価格に対する信頼性が損なわれ、生産者へのダメージになるし流通上の混乱を来す。 ○売買参加者が随分多くなってきており、規制緩和になると、大手が参入してくるということになりかねない。 大手などが多頭数購買する方が入ってくると価格高騰や物が買えないことになると、仲卸が倒産や経営危機に陥ってしまう。
花き	○花き業界全体では、花文化の衰退を背景に下降線を描き続けている。花き部の卸売市場はデジタル化が進んでおり、遠くからリアルタイムでせりに参加できる環境下で第三者販売の規制緩和がされると、ますます花屋、小売店の商圈が侵害されかねない。
産地	○今後、今までよりも計画的な漁獲がなされるだろう、養殖がかなり拡大されるだろうと思っている。 ○物流では、従来と違い、ドライバー不足、拘束時間の制限により、複数の卸売市場におろすことができないという状況
法改正について	
水産	○代金決済のあり方をしっかり決めることは市場の義務であり、卸と仲卸が対等の責任ある立場で契約等を結んで、取引や代金決済を行うべき ○卸、仲卸というのは非常に重要な機能。仲卸の目利きや対応力、経験と言うのは簡単に中抜きできるようなものではない。 ○条例改正は、各市場の特性や、今までのやり方があるので、消費者販売への開放等、余り細かく決めていく必要がない。
青果	○市場活性化のためには、任意ルールについて商売のある程度、事務処理の簡素化について規制緩和をしてもらいたい。 ○第三者販売は、市場取引委員会等の関係者の合意のうえで実施、直荷引は緩和、商物一致の原則は、可視化によって緩和すべき。 ○開設者の承認による売買参加者制度を継続してもらいたい。代払いは、開設者の関与のもと、完納奨励金の交付も維持されたい。 ○卸売市場内での恒常的な小売行為は反対
食肉	○和牛に関しては、市場経由は40%あり、特に東京食肉市場は、全国和牛の17%を扱っており、非常に大きな役割を果たしている。 ○無秩序に購買に参加できるような仕組みはつくらないで、既存の仲卸業者、売買参加者を守るような仕組みを継続してもらいたい。
花き	○現状の卸売市場花き部、特に大田市場は開かれすぎた市場と言える。卸売市場の機能はプロのものである。 ○任意ルールのうち、第三者販売の原則禁止と小売行為の制限は厳しく守ってもらいたい。直荷引きについては、緩和に賛成
産地	○規格外れとか重要でない魚も一緒に引き受けてもらえる機能が漁業者として安心して漁ができる基本になっている。 ○トラックが荷物を何回も積み替えるのではなく、産地から契約したものが一か所に走るのが流通全般として最適 そういう面でも、商物一致の取引は検討いただく必要があると考える。
その他	
○市場活性化で言うなら、卸、仲卸が持っていない機能を有した会社を場内に取り込むような、開かれた市場になっていくことが必要 ○取引にITを入れていきたい。ITへの対応が今後、進展していくことから、市場関係者に対するソフト、ハード両面に対する支援措置を要望 ○今回の改正の中で、もうちょっと簡素化された取引の中で、スムーズな流通が行われて活性化されていったらいい。 ○魚食普及の活動が、これまで以上に生産者と連携してさらに拡大していけるような環境ができればありがたい。 ○産地が全てのお客様を発見するのは困難であり、単収アップや品種の選定、契約価格での取引などを一緒に進めていきたい。	

		取引について	その他
水産	卸	○販路拡大や物流効率化の観点から規制の緩和は必要。	○出荷者への支払保証は卸のリスクによるところが大きい、改正法のもとで、新たな決済ルールを策定する必要がある。
	仲卸	○第三者販売について、買受人の増加や経験が浅い者の取引参加により、適切な価格評価が損なわれる懸念がある。 ○商物分離は、商品の規格性の有無等があり、画一的な規制緩和は困難。 ○直荷引きについては、市場価格への影響が懸念され、せり・入札をどうするかといった議論を踏まえて検討すべき。	○その他の項目についても、公正な取引環境を整えることができるかどうかを基準とした議論が必要。 ○改正条例施行後の調整、検証を開設者が行うべき。
	買参	○市場法から売買参加者という言葉がなくなったが、卸からの仕入れに支障がない整理が必要。	○現状の卸、仲卸が持っていない機能を市場に取り込むような開かれた市場運営が必要。
	小売	○小売業者としての仕入れに支障をきたさないような制度を望む。	
青果	卸	○販路拡大に向け第三者販売の規制緩和は必要だが、与信管理の問題あり。 ○物流効率化、鮮度保持の観点から商物一致の規制緩和は必要。 ○直荷については、多様化への対応として緩和は必要であるが、透明性の確保が必要。	○出荷奨励金について、経営上の負担が大きく、開設者の関与が必要。
	仲卸	○第三者販売について、流通多様化への対応、集荷力向上の面から必要な面はあるが、第三者販売が優先となることは容認できず、同条件での取引や透明性の確保が必要。 ○商物分離は、物流効率化の観点から必要な面はあるが、場内取引に支障が生じないことや透明性の確保など一定の規制は必要。 ○直荷は多様化への対応、卸の集荷の補完から必要である。	○代金決済、完納奨励金のあり方について、実情を踏まえた再構築が必要。 ○市場の存在意義の1つである価格形成機能を堅持。
	小売	○規制緩和により、商品が市場に集まらなくなったり、価格が不透明になるなど、仕入れに支障が出ることを危惧。	
食肉		○食品流通合理化のため、ルールの見直しは必要であるが、取引に混乱が生じないよう関係者の協議により取扱を決める仕組みが必要。 ○規制緩和により、価格高騰、流通の混乱、経営悪化等が危惧されるため、現行規制の維持が必要。 ○環境の変化への対応は必要であるが、小売業者の仕入や営業に支障のないよう、秩序ある取引ルールを望む。	
花き	卸	○効率的な取引を行ううえで規制緩和は必要。 ○顧客の要求に応えるための直荷は必要。 ○報告義務など実態把握が必要。	○取引ルールについてのチェック制度が必要。 ○取引環境の変化に柔軟に対応できる制度を望む。 ○出荷奨励金について開設者の関与が必要。
	仲卸	○規制緩和により、取引が不透明になることや仕入れに支障がでることを危惧。 ○直荷は卸の入荷を補完する意味で必要。	
	小売	○規制緩和により、仕入れに支障が出ることを危惧。 ○直荷は卸の入荷を補完する意味で必要。	

市場との関わりについて

- 産地にとって、公共の市場があった方が良い。産地市場、消費地市場のルートに乗せることできちんと評価され取引される。
- 出荷したものはすべて売ってくれる。生産者としては、高く売ってくれる市場に出す。
- 市場の代金決済の仕組みは大変重宝している。量販店との取引は支払サイトが長いので、サイトの短い市場への出荷を行う。
- 物流、決済、価格形成、情報の集積・受発信など卸売市場の機能は重要である。卸売市場はヒトと情報を持っている。
- 顧客との取引の信用性から、市場を通す、市場の目利きは必要である。
- 多種多様な品揃えがあり、欠品があっても、他市場から注文数量を確保してもらえることは大変メリットである。
- 生鮮食料品の流通過程の中で卸売市場の役割は大変重要である。

市場に望むもの

- 市場が情報を伝達しないので生産者は何を作ったら良いのか判らない。市場関係者の営業努力が不足している。
- 商品や産地を開拓する機能が弱い。産地から消費者までの物流全体を掌握することが必要である。
- 物流は劣悪である。商物分離をきちんと行い、商流は市場を経由するけれど、物流はセンターに直送すれば効率的である。
市場内では市場流通品以外を扱えないのは課題である。
- 仲卸の直荷については、小売と一緒に商売としてできることはある。
- 輸入も増えるので、国際競争力が必要となる。輸出も商社ではなく、膨大な情報量を持つ卸売市場がキーを握るべきである。
- 証明書の発行や検疫など輸出手続きの簡略化のため、市場内に出張所や保税倉庫を持つ必要性を感じている。
- 顧客ニーズに対応するため、コールドチェーンなどの衛生管理に加え、市場内に加工施設があれば理想的である。

その他

- 出荷先として「中央市場」であることをあまり意識していない。
- ハブ機能を持たせるには小規模な市場も仕分けセンターとしては有望である。

条例改正準備会議 開催予定

○第1回（平成30年12月4日）

卸売市場法改正の概要

東京都のスタンス

今後の進め方

○第2回（平成31年2月頃）

取引の現状

法改正についての意見

○第3回（平成31年4月頃）

今後の卸売市場のあり方

条例改正の方向性

○第4回（平成31年7月頃）

条例案に対する意見聴取

○その他の会議（予定）

東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

東京都卸売市場審議会

< 添付資料 >

第3回 東京都中央卸売市場 条例改正準備会議

日 時： 令和元年5月31日（金）
午前10時30分から
場 所： 豊洲市場 講堂

<次 第>

- 1 開 会
- 2 議 事
（1）条例改正の方向性
（2）その他
- 3 閉 会

<配布資料>

次第・座席表・委員名簿

資料 1 これまでの議論のまとめ

（付属資料）

第1回条例準備会議意見まとめ、第2回条例準備会議意見まとめ、
第2回条例準備会議（その2）意見まとめ、各市場での主な意見、
実需者等へのヒアリング

資料 2 改正の方向性

参 考 「第2回東京都卸売市場条例改正準備会議」の概要
「第2回東京都卸売市場条例改正準備会議（その2）」の概要

東京都中央卸売市場 条例改正準備会議 委員名簿

区分		所属・役職	氏 名
外部有識者		中央大学商学部教授	木 立 真 直
		流通経済大学流通情報学部教授	矢 野 裕 児
		A. T. カーニー株式会社 パートナー	後 藤 治
		東京聖栄大学客員教授	藤 島 廣 二
		卸売市場政策研究所代表	細 川 允 史
出荷者		一般社団法人大日本水産会常務理事	長 岡 英 典
		全国農業協同組合連合会園芸部長	金 子 千 久
卸売業者	水産	東京都水産物卸売業者協会会長	伊 藤 裕 康
	青果	東京中央市場青果卸売会社協会副会長	鈴 木 敏 行
	食肉	東京食肉市場株式会社代表取締役社長	小 川 一 夫
	花き	東京都花き振興協議会理事	加 瀬 泉
仲卸業者	水産	東京魚市場卸組合連合会会長	早 山 豊
	青果	東京青果卸売組合連合会会長	増 山 春 行
	食肉	東京食肉市場卸商協同組合理事長	野 本 照 雄
	花き	東京都花き振興協議会理事	斧 田 清 幸
実需者	水産	東京魚市場買参協同組合	大 川 三 敏
		東京都水産物小売団体連合会会長	渡 邊 一 夫
	青果	東京都青果物商業協同組合理事長	近 藤 栄一郎
	食肉	東京食肉買参事業協同組合	廣 瀬 常 年
		東京都食肉事業協同組合理事長	宮 本 重 樹
	花き	東京都花き振興協議会取引委員	川 原 常 光
東京都		東京都中央卸売市場事業部長	長 嶺 浩 子
		東京都中央卸売市場市場政策担当部長	松 田 健 次

東京の卸売市場が目指すもの

- ・ 東京の卸売市場は豊かな都民生活の実現のために存在する社会インフラである。
- ・ 都は、質・量ともにバラエティに富んだ「東京の食文化」を支える多様な供給チャネルに配慮しつつ、近年大きく変化している産地や実需者のビジネス形態への対応をサポートしていく。

【食品流通の核として必要な機能】

これまで提供してきた以下の重要な機能を踏まえ、今後もその役割を十分に果たしていく

- ・ 公正な取引を確保するための指導監督と安全安心のための検査体制
- ・ 豊富な品揃えと目利きによる顧客への対応能力
- ・ 代金決済や情報の受発信を通じた産地等とのつながり

【新たなニーズに応じていくための機能】

外部環境の変化に伴い、産地や実需者が卸売市場に求める新たなニーズに的確に対応

- ・ 加工需要への対応
- ・ 物流効率化によるコスト削減、品質衛生管理向上
- ・ 市場内外のプレーヤーとの取引による品揃え充実と販路拡大



卸売市場としての役割を果たしつつ、新たなニーズに的確に対応することで産地や実需者から選ばれる卸売市場を目指す。

【都民に信頼される卸売市場】

産地や実需者から選ばれる卸売市場を目指すことで、安全・安心かつ安定的な生鮮食料品の供給に加え、新たな都民ニーズに即した品揃えに寄与し、最終消費者である「都民」の信頼につなげていく。

第1回条例改正準備会議意見まとめ

付属資料

○都民に卸売市場が果している重要な役割を理解してもらうことが重要である。
○卸売市場の機能が低下しており、これを強化する必要がある。
○市場ごとの取引実態を踏まえた検討を行うため、各市場においても意見聴取すべきである。
○丁寧にヒアリングを行い、11ある市場の多様性を踏まえた卸売市場政策とすべきである。
○既成概念にとらわれず、改めて卸売市場はどうあるべきかという視点で検討したい。
○国内産青果物の市場経由率は82%と高く、また多様な品目が揃う卸売市場の役割は重要で、産地を守る意味でもしっかりと機能を果たしていかなければならない。
○第2回会議で議論するにあたり、取引の現状について把握しておく必要がある。
○物流は危機的状況にあり、サプライチェーン全体でロジスティクス機能を強化する必要がある。
○法改正で可能となったことを正確に理解し、この改正を良い機会として利用し、市場の活性化と運営の円滑化を図っていくという視点が必要である。
○都民に卸売市場の役割をよく理解してもらい、一般の方にもっと開かれた市場とするという視点を持って検討すべきである。
○小売店の営業にも配慮しつつ、開かれた市場を目指すことが必要である。
○利害関係者が誰かを意識し、誰の何のために市場のあり方を議論するのか、どのような犠牲を払ってでもやるのか、制約条件を意識しながら議論すべきである。
○自由化の議論が先行している。高度に衛生管理された卸売市場として市場内取引をベースにした条例とすべきである。

取引実態について	
水産	○人口減が一番の原因だが、その中で、出来合いの物を食べている傾向が多い中で、素材が売れなくなっているのは確か。
青果	○卸売市場の機能が低下してしまっている。分荷機能はそこそこできているが、価格決定機能はほとんどない。
食肉	○価格形成の仕組みが変わると、東京の卸売価格に対する信頼性が損なわれ、生産者へのダメージになるし流通上の混乱を来す。 ○売買参加者が随分多くなってきており、規制緩和になると、大手が参入してくるということになりかねない。 大手などが多頭数購買する方が入ってくると価格高騰や物が買えないことになると、仲卸が倒産や経営危機に陥ってしまう。
花き	○花き業界全体では、花文化の衰退を背景に下降線を描き続けている。花き部の卸売市場はデジタル化が進んでおり、遠くからリアルタイムでせりに参加できる環境下で第三者販売の規制緩和がされると、ますます花屋、小売店の商圈が侵害されかねない。
産地	○今後、今までよりも計画的な漁獲がなされるだろう、養殖がかなり拡大されるだろうと思っている。 ○物流では、従来と違い、ドライバー不足、拘束時間の制限により、複数の卸売市場におろすことができないという状況
法改正について	
水産	○代金決済のあり方をしっかり決めることは市場の義務であり、卸と仲卸が対等の責任ある立場で契約等を結んで、取引や代金決済を行うべき ○卸、仲卸というのは非常に重要な機能。仲卸の目利きや対応力、経験と言うのは簡単に中抜きできるようなものではない。 ○条例改正は、各市場の特性や、今までのやり方があるので、消費者販売への開放等、余り細かく決めていく必要がない。
青果	○市場活性化のためには、任意ルールについて商売のある程度、事務処理の簡素化について規制緩和をしてもらいたい。 ○第三者販売は、市場取引委員会等の関係者の合意のうえで実施、直荷引は緩和、商物一致の原則は、可視化によって緩和すべき。 ○開設者の承認による売買参加者制度を継続してもらいたい。代払いは、開設者の関与のもと、完納奨励金の交付も維持されたい。 ○卸売市場内での恒常的な小売行為は反対
食肉	○和牛に関しては、市場経由は40%あり、特に東京食肉市場は、全国和牛の17%を扱っており、非常に大きな役割を果たしている。 ○無秩序に購買に参加できるような仕組みはつくらないで、既存の仲卸業者、売買参加者を守るような仕組みを継続してもらいたい。
花き	○現状の卸売市場花き部、特に大田市場は開かれすぎた市場と言える。卸売市場の機能はプロのものである。 ○任意ルールのうち、第三者販売の原則禁止と小売行為の制限は厳しく守ってもらいたい。直荷引きについては、緩和に賛成
産地	○規格外れとか重要でない魚も一緒に引き受けてもらえる機能が漁業者として安心して漁ができる基本になっている。 ○トラックが荷物を何回も積み替えるのではなく、産地から契約したものが一か所に走るのが流通全般として最適 そういう面でも、商物一致の取引は検討いただく必要があると考える。
その他	
○市場活性化で言うなら、卸、仲卸が持っていない機能を有した会社を場内に取り込むような、開かれた市場になっていくことが必要 ○取引にITを入れていきたい。ITへの対応が今後、進展していくことから、市場関係者に対するソフト、ハード両面に対する支援措置を要望 ○今回の改正の中で、もうちょっと簡素化された取引の中で、スムーズな流通が行われて活性化されていったらいい。 ○魚食普及の活動が、これまで以上に生産者と連携してさらに拡大していけるような環境ができればありがたい。 ○産地が全てのお客様を発見するのは困難であり、単収アップや品種の選定、契約価格での取引などを一緒に進めていきたい。	

第2回条例改正準備会議（その2）意見まとめ

付属資料

都民生活において卸売市場の果たしている役割

品揃え機能

- 卸売市場ならではの役割として品揃え機能は重要。量だけでなく種類も豊富で、選択の幅があり生活の豊かさに寄与している。
- 小売や業務用事業者が自分の顧客にあった物を選択できる。
- 品揃え機能は重要で、受託拒否の禁止など市場独特のシステムが可能にしている。
- 小ロットの品揃えを仲卸が直荷引きという形で対応している面がある。

価格決定機能

- 価格決定機能は重要で、これがなければ市場の存在価値は低下する。
- 値段の違いで価値を理解できる。
- 価格決定機能について、ミクロで見て産地の要求やバイングパワーの影響はあるが、マクロでは需給を反映した価格形成は維持されており、一定の重要な役割を果たしている。

食料流通の中間結節点としての卸売市場

- 生産者との直接取引はむしろコストがかかる。市場は流通コストの削減にも寄与している。

その他

- 民間経営の目線で、都民をいくつかのセグメントに分け、誰のどんな要求に応える市場とするかを明解にする必要がある。
- 都民にどのような消費生活を実現してもらいたいというビジョンを持ち、遡って小売、卸売市場、生産者がこうなってほしいという視点も必要。
- 価格形成機能の低下など経済原理で起きていることに、行政はどこまで公的に関与すべきか。今回の法改正が公設性のあり方に大きく影響してくる。
- 市場は規模、地域性等の違いから役割は同じではない。全国的には市場間格差の拡大などについて問題意識を持っている。

外部環境の変化に対応し、産地や実需者の求める市場

公共性

- 公共性とは、かつての中央卸売市場法制定の経緯からも明らかなように、国民生活の安定である。
- 民営化すると公共性は維持できない可能性があり、引続き都が担うべき。

ニーズへの対応

- 市場は社会の変化に対応できていない。市場経由率が低下しているのは、輸入の加工品が増えているのも大きな要因。業務需要が増えてくると加工品が増える。
- 食の外部化の進展により、業務用需要にどう対応していくかが重要。ここを強化することが活性化につながる。
- 市場はユーザー対応に遅れをとっている。取引規制がサプライチェーンの中で足かせにならないような仕組みづくりが必要である。
- 需要の中心が家庭用から業務用に変わってきており、これに市場がどう対応していくかが重要。
- 消費者のニーズは細分化しており、市場でどうターゲットングするかは難しい問題。高齢者や単身者の食をどう支えるか、消費者層の比重がどう変わるかを見据える必要がある。

外部環境の変化に対応し、産地や実需者の求める市場	
価格の安定	
	○価格の安定はユーザーだけでなく、産地にとっても重要。産地の後継者問題にも所得の安定は重要。
物流環境の変化	
	○物流コスト上昇により、大田、豊洲のような大市場に荷が集中する。 ○都心から周辺部への転送コストにより、周辺部の方が価格が高くなるということが生じる。商物分離の仕方が広域に影響する。 ○交通量の点では、都心に集中させるより、周辺部で荷を受けて、そこから分散させる方がよいという見方もある。 ○物流環境の悪化から、産地がいつでも市場に物を送れるという前提が崩れたときに安定供給などの面から、ネットワーク全体でどう効率化するかなど物流の効率性を検討する必要がある。
安全・安心	
	○消費者は安全・安心を求めており、それが担保できるなら、取引価格のプレミアムが期待できる。そこを目指していくことを考えてもよい。
その他	
	○生産者の写真や名前を添付してプレミアムを付けるといった取組は、市場が本来果たすべき役割ではないか。 ○卸売市場における小売のあり方も議論すべきテーマである。 ○マスできた物を消費者向けにカスタマイズして最終商品にするポイントとして、市場がどういう役割を果たし、付加価値をつけるかが課題。 ○輸入において日本の買い負けが起きるなど、食は再び不足局面を迎える可能性がある。そうなると地域の消費者に食を供給する市場の役割はクローズアップされる。

各市場での主な意見

付属資料

		取引について	その他
水産	卸	○販路拡大や物流効率化の観点から規制の緩和は必要。	○出荷者への支払保証は卸のリスクによるところが大きいですが、改正法のもとで、新たな決済ルールを策定する必要がある。
	仲卸	○第三者販売について、買受人の増加や経験が浅い者の取引参加により、適切な価格評価が損なわれる懸念がある。 ○商物分離は、商品の規格性の有無等があり、画一的な規制緩和は困難。 ○直荷引きについては、市場価格への影響が懸念され、せり・入札をどうするかといった議論を踏まえて検討すべき。	○その他の項目についても、公正な取引環境を整えることができるかどうかを基準とした議論が必要。 ○改正条例施行後の調整、検証を開設者が行うべき。
	買参	○市場法から売買参加者という言葉がなくなったが、卸からの仕入れに支障がない整理が必要。	○現状の卸、仲卸が持っていない機能を市場に取り込むような開かれた市場運営が必要。
	小売	○小売業者としての仕入れに支障をきたさないような制度を望む。	
青果	卸	○販路拡大に向け第三者販売の規制緩和は必要だが、与信管理の問題あり。 ○物流効率化、鮮度保持の観点から商物一致の規制緩和は必要。 ○直荷については、多様化への対応として緩和は必要であるが、透明性の確保が必要。	○出荷奨励金について、経営上の負担が大きく、開設者の関与が必要。
	仲卸	○第三者販売について、流通多様化への対応、集荷力向上の面から必要な面はあるが、第三者販売が優先となることは容認できず、同条件での取引や透明性の確保が必要。 ○商物分離は、物流効率化の観点から必要な面はあるが、場内取引に支障が生じないことや透明性の確保など一定の規制は必要。 ○直荷は多様化への対応、卸の集荷の補完から必要である。	○代金決済、完納奨励金のあり方について、実情を踏まえた再構築が必要。 ○市場の存在意義の1つである価格形成機能を堅持。
	小売	○規制緩和により、商品が市場に集まらなくなったり、価格が不透明になるなど、仕入れに支障が出ることを危惧。	
食肉		○食品流通合理化のため、ルールの見直しは必要であるが、取引に混乱が生じないよう関係者の協議により取扱を決める仕組みが必要。 ○規制緩和により、価格高騰、流通の混乱、経営悪化等が危惧されるため、現行規制の維持が必要。 ○環境の変化への対応は必要であるが、小売業者の仕入や営業に支障のないよう、秩序ある取引ルールを望む。	
花き	卸	○効率的な取引を行ううえで規制緩和は必要。 ○顧客の要求に応えるための直荷は必要。 ○報告義務など実態把握が必要。	○取引ルールについてのチェック制度が必要。 ○取引環境の変化に柔軟に対応できる制度を望む。 ○出荷奨励金について開設者の関与が必要。
	仲卸	○規制緩和により、取引が不透明になることや仕入れに支障がでることを危惧。 ○直荷は卸の入荷を補完する意味で必要。	
	小売	○規制緩和により、仕入れに支障が出ることを危惧。 ○直荷は卸の入荷を補完する意味で必要。	

市場との関わりについて

- 産地にとって、公共の市場があった方が良い。産地市場、消費地市場のルートに乗せることできちんと評価され取引される。
- 出荷したものはすべて売ってくれる。生産者としては、高く売ってくれる市場に出す。
- 市場の代金決済の仕組みは大変重宝している。量販店との取引は支払サイトが長いので、サイトの短い市場への出荷を行う。
- 物流、決済、価格形成、情報の集積・受発信など卸売市場の機能は重要である。卸売市場はヒトと情報を持っている。
- 顧客との取引の信用性から、市場を通す、市場の目利きは必要である。
- 多種多様な品揃えがあり、欠品があっても、他市場から注文数量を確保してもらえることは大変メリットである。
- 生鮮食料品の流通過程の中で卸売市場の役割は大変重要である。

市場に望むもの

- 市場が情報を伝達しないので生産者は何を作ったら良いのか判らない。市場関係者の営業努力が不足している。
- 商品や産地を開拓する機能が弱い。産地から消費者までの物流全体を掌握することが必要である。
- 物流は劣悪である。商物分離をきちんと行い、商流は市場を経由するけれど、物流はセンターに直送すれば効率的である。
市場内では市場流通品以外を扱えないのは課題である。
- 仲卸の直荷については、小売と一緒に商売としてできることはある。
- 輸入も増えるので、国際競争力が必要となる。輸出も商社ではなく、膨大な情報量を持つ卸売市場がキーを握るべきである。
- 証明書の発行や検疫など輸出手続きの簡略化のため、市場内に出張所や保税倉庫を持つ必要性を感じている。
- 顧客ニーズに対応するため、コールドチェーンなどの衛生管理に加え、市場内に加工施設があれば理想的である。

その他

- 出荷先として「中央市場」であることをあまり意識していない。
- ハブ機能を持たせるには小規模な市場も仕分けセンターとしては有望である。

条例改正の方向性

取引の活性化を図るための規制緩和

- 新たな需要の開拓、物流の効率化などの観点から、産地や実需者の多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう基本的に規制は緩和
- せり・相対などの取引方法について、市場ごとの実態に応じた設定を可能にするとともに、せり取引については、売買参加者などその参加者に関する規定を整備

公正な取引環境の確保

- 実績報告を義務付け、開設者が取引の実態を把握するなど、適切な指導監督を行うための規定を整備
- 卸売市場の適正かつ健全な運営を確保するため、業務の運営に関して、都と市場関係者とが調査審議する場を設置

業務の効率化

- 卸、仲卸等の業務の効率化、生産性の向上を図るため、事前申請の見直し等事務手続を簡素化

食の安全・安心の確保

- 食の安全・安心を確保するため、引き続き品質衛生管理に係る措置を規定

「第1回東京都中央卸売市場条例改正準備会議」の概要

1 日時

平成30年12月4日（火） 13:30～14:30

2 場所

東京都庁第二本庁舎

3 委員

別紙会議資料のとおり

4 議事概要

- (1) 改正卸売市場法の概要、条例改正にあたっての都のスタンス、会議の開催予定等について、事務局から資料に基づき説明した。
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおりであった。
 - ア 都民に卸売市場が果している重要な役割を理解してもらうことが重要である。
 - イ 卸売市場の機能が低下しており、これを強化する必要がある。
 - ウ 市場ごとの取引実態を踏まえた検討を行うため、各市場においても意見聴取すべきである。
 - エ 丁寧にヒアリングを行い、11ある市場の多様性を踏まえた卸売市場政策とすべきである。
 - オ 既成概念にとらわれず、改めて卸売市場はどうあるべきかという視点で検討したい。
 - カ 国内産青果物の市場経由率は82%と高く、また多様な品目が揃う卸売市場の役割は重要で、産地を守る意味でもしっかりと機能を果たしていかなければならない。
 - キ 第2回会議で議論するにあたり、取引の現状について把握しておく必要がある。
 - ク 物流は危機的状況にあり、サプライチェーン全体でロジスティクス機能を強化する必要がある。
 - ケ 法改正で可能となったことを正確に理解し、この改正を良い機会として利用し、市場の活性化と運営の円滑化を図っていくという視点が必要である。
 - コ 都民に卸売市場の役割をよく理解してもらい、一般の方にもっと開かれた市場とするという視点を持って検討すべきである。
 - サ 小売店の営業にも配慮しつつ、開かれた市場を目指すことが必要である。
 - シ 利害関係者が誰かを意識し、誰の何のために市場のあり方を議論するのか、どのような犠牲を払ってでもやるのか、制約条件を意識しながら議論すべきである。
 - ス 自由化の議論が先行している。高度に衛生管理された卸売市場として市場内取引をベースにした条例とすべきである。

「第2回東京都中央卸売市場条例改正準備会議」の概要

1 日時

平成31年2月7日（木） 13:00～14:30

2 場所

豊洲市場青果棟東京都会議室

3 議事概要

- (1) 卸売市場を取り巻く状況について、事務局から資料に基づき説明した。
- (2) 改正卸売市場法に対する評価等について、出荷者、卸売業者、仲卸業者、実需者の委員から意見聴取を行った。
委員からの主な意見：別紙のとおり

取引実態について

水産	○人口減が一番の原因だが、その中で、出来合いの物を食べている傾向が多い中で、素材が売れなくなっているのは確か。
青果	○卸売市場の機能が低下してしまっている。分荷機能はそこそこできているが、価格決定機能はほとんどない。
食肉	○価格形成の仕組みが変わると、東京の卸売価格に対する信頼性が損なわれ、生産者へのダメージになるし流通上の混乱を来す。 ○売買参加者が随分多くなってきており、規制緩和になると、大手が参入してくるということになりかねない。 大手などが多頭数購買する方が入ってくると価格高騰や物が買えないことになると、仲卸が倒産や経営危機に陥ってしまう。
花き	○花き業界全体では、花文化の衰退を背景に下降線を描き続けている。花き部の卸売市場はデジタル化が進んでおり、遠くからリアルタイムでせりに参加できる環境下で第三者販売の規制緩和がされると、ますます花屋、小売店の商圈が侵害されかねない。
産地	○今後、今までよりも計画的な漁獲がなされるだろう、養殖がかなり拡大されるだろうと思っている。 ○物流では、従来と違い、ドライバー不足、拘束時間の制限により、複数の卸売市場におろすことができないという状況

法改正について

水産	○代金決済のあり方をしっかり決めることは市場の義務であり、卸と仲卸が対等の責任ある立場で契約等を結んで、取引や代金決済を行うべき ○卸、仲卸というのは非常に重要な機能。仲卸の目利きや対応力、経験と言うのは簡単に中抜きできるようなものではない。 ○条例改正は、各市場の特性や、今までのやり方があるので、消費者販売への開放等、余り細かく決めていく必要がない。
青果	○市場活性化のためには、任意ルールについて商売のある程度、事務処理の簡素化について規制緩和をしてもらいたい。 ○第三者販売は、市場取引委員会等の関係者の合意のうえで実施、直荷引は緩和、商物一致の原則は、可視化によって緩和すべき。 ○開設者の承認による売買参加者制度を継続してもらいたい。代払いは、開設者の関与のもと、完納奨励金の交付も維持されたい。 ○卸売市場内での恒常的な小売行為は反対
食肉	○和牛に関しては、市場経由は40%あり、特に東京食肉市場は、全国和牛の17%を扱っており、非常に大きな役割を果たしている。 ○無秩序に購買に参加できるような仕組みはつくらないで、既存の仲卸業者、売買参加者を守るような仕組みを継続してもらいたい。
花き	○現状の卸売市場花き部、特に大田市場は開かれすぎた市場と言える。卸売市場の機能はプロのものである。 ○任意ルールのうち、第三者販売の原則禁止と小売行為の制限は厳しく守ってもらいたい。直荷引きについては、緩和に賛成
産地	○規格外れとか重要でない魚も一緒に引き受けてもらえる機能が漁業者として安心して漁ができる基本になっている。 ○トラックが荷物を何回も積み替えるのではなく、産地から契約したものが一か所に走るのが流通全般として最適 そういう面でも、商物一致の取引は検討いただく必要があると考える。

その他

- 市場活性化と言うなら、卸、仲卸が持っていない機能を有した会社を場内に取り込むような、開かれた市場になっていくことが必要
- 取引にITを入れていきたい。ITへの対応が今後、進展していくことから、市場関係者に対するソフト、ハード両面に対する支援措置を要望
- 今回の改正の中で、もうちょっと簡素化された取引の中で、スムーズな流通が行われて活性化されていったらいい。
- 魚食普及の活動が、これまで以上に生産者と連携してさらに拡大していけるような環境ができればありがたい。
- 産地が全てのお客さんを発見するのは困難であり、単収アップや品種の選定、契約価格での取引などを一緒に進めていきたい。

「第2回東京都中央卸売市場条例改正準備会議（その2）」の概要

1 日時

平成31年2月28日（木） 14:30～16:30

2 場所

東京都庁第二本庁舎

3 議事概要

- (1) 第2回準備会議の資料、当該会議において出荷者、卸・仲卸業者、実需者の委員から取引実態や改正卸売市場法等について出された意見、各市場において改正卸売市場法等について出された意見、実需者等へのヒアリング内容について、事務局から資料に基づき説明した。
- (2) 都民生活において卸売市場が果たしている役割等について、外部有識者の委員から意見聴取を行った。主な意見は以下のとおりであった。

【都民生活において卸売市場の果たしている役割】

○品揃え機能

- ・卸売市場ならではの役割として品揃え機能は重要。量だけでなく種類も豊富で、選択の幅があり生活の豊かさに寄与している。
- ・小売や業務用事業者が自分の顧客にあった物を選択できる。
- ・品揃え機能は重要で、受託拒否の禁止など市場独特のシステムが可能にしている。
- ・小ロットの品揃えを仲卸が直荷引きという形で対応している面がある。

○価格決定機能

- ・価格決定機能は重要で、これがなければ市場の存在価値は低下する。値段の違いで価値を理解できる。
- ・価格決定機能について、ミクロで見て産地の要求やバイングパワーの影響はあるが、マクロでは需給を反映した価格形成は維持されており、一定の重要な役割を果たしている。

○食料流通の中間結節点としての卸売市場

- ・生産者との直接取引はむしろコストがかかる。市場は流通コストの削減にも寄与している。

○その他

- ・民間経営の目線で、都民をいくつかのセグメントに分け、誰のどんな要求に応える市場とするかを明快にする必要がある。
- ・都民にどのような消費生活を実現してもらいたいのかというビジョンを持ち、遡って小売、卸売市場、生産者がこうなってほしいという視点も必要。

- ・価格形成機能の低下など経済原理で起きていることに、行政はどこまで公的に関与すべきか。今回の法改正が公設性のあり方に大きく影響してくる。
- ・市場は規模、地域性等の違いから役割は同じではない。全国的には市場間格差の拡大などについて問題意識を持っている。

【外部環境の変化に対応し、産地や実需者の求める市場】

○公共性

- ・公共性とは、かつての中央卸売市場法制定の経緯からも明らかなように、国民生活の安定である。
- ・民営化すると公共性は維持できない可能性があり、引続き都が担うべき。

○ニーズへの対応

- ・市場は社会の変化に対応できていない。市場経由率が低下しているのは、輸入の加工品が増えているのも大きな要因。業務需要が増えてくると加工品が増える。
- ・食の外部化の進展により、業務用需要にどう対応していくかが重要。ここを強化することが活性化につながる。
- ・市場はユーザー対応に遅れをとっている。取引規制がサプライチェーンの中で足かせにならないような仕組みづくりが必要である。
- ・需要の中心が家庭用から業務用に変わってきており、これに市場がどう対応していくかが重要。
- ・消費者のニーズは細分化しており、市場でどうターゲティングするかは難しい問題。高齢者や単身者の食をどう支えるか、消費者層の比重がどう変わるかを見据える必要がある。

○価格の安定

- ・価格の安定はユーザーだけでなく、産地にとっても重要。産地の後継者問題にも所得の安定は重要。

○物流環境の変化

- ・物流コスト上昇により、大田、豊洲のような大市場に荷が集中する。
- ・都心から周辺部への転送コストにより、周辺部の方が価格が高くなるということが生じる。商物分離の仕方が広域に影響する。
- ・交通量の点では、都心に集中させるより、周辺部で荷を受けて、そこから分散させる方がよいという見方もある。
- ・物流環境の悪化から、産地がいつでも市場に物を送れるという前提が崩れたときに安定供給などの面から、ネットワーク全体でどう効率化するかなど物流の効率性を検討する必要がある。

○安全・安心

- ・消費者は安全・安心を求めており、それが担保できるなら、取引価格のプレミアムが期待できる。そこを目指していくことを考えてもよい。

○その他

- ・生産者の写真や名前を添付してプレミアムを付けるといった取組は、市場が本来果たすべき役割ではないか。
- ・卸売市場における小売のあり方も議論すべきテーマである。
- ・マスできた物を消費者向けにカスタマイズして最終商品にするポイントとして、市場がどういう役割を果たし、付加価値をつけるかが課題。
- ・輸入において日本の買い負けが起きるなど、食は再び不足局面を迎える可能性がある。そうなると地域の消費者に食を供給する市場の役割はクローズアップされる。

「第3回東京都中央卸売市場条例改正準備会議」の概要

1 日時

令和元年5月31日（金） 10:30～11:20

2 場所

豊洲市場講堂

3 議事概要

(1) 条例改正の方向性について、事務局から資料に基づき説明した。

(2) 委員からの主な意見は以下のとおりであった。

ア 都は単に意見を聴くのではなく、卸売市場がより人々から信頼され、取扱を増大させるという視点で業界と一緒に考えてもらいたい。

イ 市場を取り巻く環境は厳しく、取扱数量や経由率は低下している。具体的なルールの検討にあたっては、市場の回復・活性化を図ることを共通の課題として認識し、卸、仲卸、売買参加者が連携して取り組む必要がある。

ウ 規制緩和は時代の流れであるが、可視化を含めた段階的緩和を希望する。売買参加者制度は、産地への迅速な代金支払いを行う代払制度等と一体的に運用してもらいたい。

エ 全ての規制を緩和するのではなく、市場や部類による違いも含め、柔軟に対応できるようにしてもらいたい。市場ごとにしっかりした話し合いが必要である。

オ 売買参加者制度の維持は評価するが、その承認や更新の要件を明確に示してもらいたい。

カ 重要なことは市場をどのように活性化していくかであり、規制をなくすだけでなく、残すべきものもある。これまでは法の規制のもとに卸・仲卸の関係をつくってきたが、今後はその信頼関係を自ら構築し、我々が市場ルールを積極的につくっていくかなければならない。

キ 都が今後とも開設者を続けるのであれば、都民に卸売市場の社会インフラとしての重要性をもっと明確に示していく必要がある。

ク 法改正で開設区域が廃止されたが、東京の卸売市場は開設区域を超えた広い供給圏をもっており、このような機能も含め、都民に理解を求める必要がある。

ケ 条例改正の重要な目的として新たなニーズに対応するための規制緩和があるが、誰のどのようなニーズに応えるのかという具体策を検討し、それを促進するための改正とすべき。また、事業者、関係者の経験値やノウハウが最大限生かされるような改正、緩和であるべき。

コ 環境が変化する中で規制を見直すのは当然である。経済的規制は緩和する一方、公正な取引や安全安心といった社会的規制は強化する視点も必要で、信頼性につながる。都は複数の市場があり、ネットワークとして機能を強化するという視点も重要である。

サ 今回の方向性は、都が責任をもって都民の食を支えていくこと、そのために市場は必要な社会インフラであるということが基本になっている。そこを担う業者の方と一緒にこれからの食の機能を考え、必要な規制と不要な規制を仕分けし、市場の社会的責任を果たしていくという視点で建設的な議論が必要である。